

会議録第 4 号（17 の 4）

五戸町議会第 4 回定例会会議録

令和 2 年 6 月 11 日

招 集

五戸町議会議務局

五戸町議会第4回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
議員提出議案件名	2
陳情件名	2

□6月11日（木曜日）第1号

招集告示	3
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
応招議員	4
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開会宣告・開議	5
諸般の報告の朗読省略	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議長の報告	5
議会運営委員の選任	5
報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで一括議題	6
提案理由説明（町長 若宮佳一）	6
監査委員報告（代表監査委員 前田一馬）	10
陳情第2号から陳情第3号まで一括議題	11
委員会付託	11
休会期間の決定	11
散会	12

□6月15日（月曜日）第2号

議事日程	1 3
本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
事務局出席職員氏名	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開議	1 5
諸般の報告の朗読省略	1 5
一般質問	
◎柏田匡智君（一問一答）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	1 5
答弁（町長 若宮佳一君）	1 6
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	1 7
答弁（町長 若宮佳一君）	1 8
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	1 8
答弁（総務課長 石田博信君）	1 9
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	1 9
答弁（総務課長 石田博信君）	1 9
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	1 9
答弁（総務課長 石田博信君）	1 9
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	2 0
答弁（総務課長 石田博信君）	2 0
○柏田匡智君（再質問）(1)五戸町消防団再編計画と今後の団員確保策について	2 0
休憩・開議	2 0
◎鈴木隆也君（一問一答）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	
(2)新型コロナ禍での町立小中学校の運営と児童・生徒の心のケアについて	2 1
答弁（町長 若宮佳一君）	2 3
同じ（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	2 6

同じ（教育委員会教育課長 志村 要君）	29
同じ（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	30
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	31
答弁（町長 若宮佳一君）	33
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	33
答弁（町長 若宮佳一君）	34
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	34
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	34
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	35
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	36
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	37
答弁（副町長 大久保 均君）	38
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について	38
答弁（町長 若宮佳一君）	39
○鈴木隆也君（再質問）(1)新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響について (2)新型コロナ禍での町立小中学校の運営と児童・生徒の心のケアについて	40
答弁（教育委員会教育課長 志村 要君）	40
○鈴木隆也君（再質問）(2)新型コロナ禍での町立小中学校の運営と児童・生徒の心のケアについて	41
答弁（教育委員会教育長 柳町靖彦君）	42
○鈴木隆也君（再質問）(2)新型コロナ禍での町立小中学校の運営と児童・生徒の心のケアについて	43
答弁（教育委員会教育課長 志村 要君）	44

○鈴木隆也君（再質問）（2）新型コロナ禍での町立小中学校の運営と児童・生徒の 心のケアについて	4 5
休憩・開議	4 6
◎中川原賢治君（一問一答）（1）五戸町の活性化の施策について	4 6
答弁（町長 若宮佳一君）	4 7
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	4 9
答弁（町長 若宮佳一君）	5 0
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 0
答弁（町長 若宮佳一君）	5 0
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 0
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 1
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 1
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 1
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 2
答弁（町長 若宮佳一君）	5 3
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 3
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 4
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 4
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 5
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 5
休憩・開議	5 5
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 5
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 5
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 5
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 5
答弁（総合政策課長 手倉森 崇君）	5 5
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 6
答弁（副町長 大久保 均君）	5 6
○中川原賢治君（再質問）（1）五戸町の活性化の施策について	5 6
答弁（副町長 大久保 均君）	5 7

○中川原賢治君（再質問）(1)五戸町の活性化の施策について	5 7
答弁（副町長 大久保 均君）	5 7
○中川原賢治君（再質問）(1)五戸町の活性化の施策について	5 8
答弁（副町長 大久保 均君）	5 8
○中川原賢治君（再質問）(1)五戸町の活性化の施策について	5 9
休憩・開議	5 9
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)水田における農地の利活用について (2)コロナ禍に おける地域防災計画の見直しについて	5 9
答弁（町長 若宮佳一君）	6 1
同じ（農業委員会会長 岩井壽美雄君）	6 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 3
答弁（農業委員会事務局長 小保内一典君）	6 4
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 4
答弁（農業委員会会長 岩井壽美雄君）	6 4
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 4
答弁（農業委員会事務局長 小保内一典君）	6 5
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 5
答弁（農業委員会事務局長 小保内一典君）	6 5
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 5
答弁（農業委員会事務局長 小保内一典君）	6 6
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 6
答弁（農林課長 中村弘幸君）	6 6
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 7
答弁（農林課長 中村弘幸君）	6 7
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について	6 7
答弁（農林課長 中村弘幸君）	6 9
○豊田孝夫君（再質問）(1)水田における農地の利活用について (2)コロナ禍に おける地域防災計画の見直しについて	6 9
答弁（総務課長 石田博信君）	7 0
○豊田孝夫君（再質問）(2)コロナ禍における地域防災計画の見直しについて	7 0

答弁（総務課長 石田博信君）	7 2
○豊田孝夫君（再質問）（2）コロナ禍における地域防災計画の見直しについて	7 2
答弁（総務課長 石田博信君）	7 2
○豊田孝夫君（再質問）（2）コロナ禍における地域防災計画の見直しについて	7 3
一般質問終結	7 3
陳情第2号及び陳情第3号一括議題	7 3
委員長報告（民生常任委員長 鈴木隆也君）	7 3
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	7 4
採決（採択）	7 4
散会	7 4

□6月16日（火曜日）第3号

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
事務局出席職員氏名	7 5
説明のため出席した者の職氏名	7 5
開議	7 8
諸般の報告の朗読省略	7 8
報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで一括議題	7 8
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 8
採決（承認、認定、原案可決）	7 8
議案第59号議題	7 9
提案理由説明省略	7 9
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	7 9
採決（同意）	7 9
議案第60号から議案第78号まで一括議題	8 0
提案理由説明省略	8 0
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 1

採決（同意）	8 1
議会案第 1 号議題	8 4
提案理由説明（松山泰治君）	8 4
議会案第 2 号議題	8 5
提案理由説明（中川原賢治君）	8 5
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	8 6
休憩・開議	8 7
休憩・開議	8 8
休憩・開議	8 9
委員会付託省略の取消し・質疑（なし）・討論（なし）	8 9
採決（原案可決）	8 9
委員会の閉会中の継続調査・審査申出（総務、経済、民生、広報常任委員会及び議 会運営委員会）	9 0
町長挨拶	9 0
閉会宣告	9 1
署名	9 3

巻末掲載

令和 2 年 5 月 1 日以後の諸般の報告（7）	9 5
陳情文書表	1 0 0
令和 2 年 6 月 1 1 日以後の諸般の報告（8）	1 0 1
陳情審査報告書	1 0 3
令和 2 年 6 月 1 5 日以後の諸般の報告（9）	1 0 4
閉会中継続調査申出書	1 0 5
継続審査申出書	1 1 0

五戸町議会第4回定例会会議録

令和2年6月11日 開会

令和2年6月16日 閉会

○ 町長提出議案件名

報告第2号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第3号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第4号 地方自治法第180条の規定による町長の専決処分の報告について
(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第5号 五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 五戸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(五戸町町税条例の一部を改正する条例)

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度五戸町一般会計補正予算(第2号))

議案第51号 五戸町過疎地域自立促進計画及び参考資料の変更について

議案第52号 令和元年度三戸郡福祉事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 町道の路線認定について

議案第54号 五戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第55号 五戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第56号 五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第57号 令和2年度五戸町一般会計補正予算(第3号)

議案第58号 令和2年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(以上15件6月11日提出)

議案第59号 教育委員会教育長の任命について

議案第60号 五戸町農業委員会委員の任命について

議案第 6 1 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 2 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 3 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 4 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 5 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 6 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 7 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 8 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 6 9 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 0 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 1 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 2 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 3 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 4 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 5 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 6 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 7 号 五戸町農業委員会委員の任命について
議案第 7 8 号 五戸町農業委員会委員の任命について

(以上 2 0 件 6 月 1 6 日提出)

○ 議員提出議案件名

議会案第 1 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
議会案第 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案

(以上 2 件 6 月 1 6 日提出)

○ 陳情件名

陳情第 2 号 看護師の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情
陳情第 3 号 介護従事者の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情

(以上 2 件 6 月 1 1 日委員会付託)

五戸町議会第4回定例会会議録 第1号

五戸町告示第73号

五戸町議会第4回定例会を令和2年6月11日五戸町役場議場に招集する。

令和2年5月28日

五戸町長 若宮 佳一

議 事 日 程 第 1 号

令和2年6月11日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長の報告について
- 第 4 議会運営委員の選任について
- 第 5 報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで
(町長提出、提案理由説明、監査報告)
- 第 6 陳情第2号 看護師の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情
(委員会付託)
- 第 7 陳情第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情
(委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長の報告について
- 日程第 4 議会運営委員の選任について
- 日程第 5 報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで
(町長提出、提案理由説明、監査報告)
- 日程第 6 陳情第2号 看護師の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情
(委員会付託)
- 日程第 7 陳情第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特別最賃の新設を求める陳情

情

(委員会付託)

○ 応招議員 15名

○ 出席議員 15名

議長	三浦 專治郎 君	副議長	沢田 良一 君
3番	和田 智也 君	4番	柏田 匡智 君
5番	川崎 七洋 君	6番	鈴木 隆也 君
7番	大久保 和夫 君	8番	豊田 孝夫 君
10番	大沢 義之 君	11番	尾形 裕之 君
12番	松山 泰治 君	13番	川村 浩昭 君
14番	古田 陸夫 君	15番	中川原 賢治 君
16番	三浦 俊哉 君		

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

事務局 長 舛沢 実 君 主 査 川内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若宮 佳一 君	副町長	大久保 均 君
総務課長	石田 博信 君	総合政策課長	手倉森 崇 君
総合政策課長 政策調整室	小村 隆幸 君	財政課長	川村 豊 君
税務課長	赤坂 恵一 君	福祉課長	高嶋 伸治 君
健康増進課長	赤坂 真弓 君	住民課長	竹洞 晴生 君
農林課長	中村 弘幸 君	建設課長	高谷 忠憲 君

会計管理者	今川淳子君	総合病院長	安藤敏典君
総合病院事務局長	松坂力君		
教育委員会			
教育長	柳町靖彦君	教育課長	志村要君
農業委員会			
会長	岩井壽美雄君	事務局長	小保内一典君
代表監査委員	前田一馬君		

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより、本日をもって招集されました五戸町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

[諸般の報告（7） 巻末掲載]

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において松山泰治議員、川村浩昭議員及び古田陸夫議員を指名いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの6日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月16日までの6日間と決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「議長の報告について」を行います。

去る6月3日、高山浩司議員から、一身上の理由により6月5日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。

地方自治法第126条の規定により、6月5日、これを許可いたしましたから報告いたします。

○議長（三浦専治郎君） 日程第4「議会運営委員の選任について」を行います。

この議会運営委員の選任は、欠員となっております1名を選任するものです。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、尾形裕之議員を指名したいと思っております。

これに御異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に尾形裕之議員を選任することに決定しました。

○議長(三浦専治郎君) 日程第5「報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで」の15件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

[町長 若宮佳一君 登壇]

○町長(若宮佳一君) 皆さん、おはようございます。

五戸町が大好きな若宮です。

本日ここに、五戸町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

提出議案の説明に入る前に、町政の諸般の概要について御報告申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策の状況であります。北海道、首都圏を対象とした緊急事態宣言が5月25日に解除となり、少しずつではあるが経済活動が活発になっていくことと思います。他県への移動も段階的に緩和される予定であるものの、感染リスクが完全になくなったものではなく、今後の課題は「第2波阻止」と「経済両立」であると考えております。

徹底した感染症予防を行う「新しい生活様式」を確立させながら、社会経済活動を徐々に取り戻し両立させていかななくてはなりません。

五戸町においても6月1日、2日に経済対策の一つとして飲食店応援チケットの販売を行い即完売となり、第二弾として今年22日、23日に追加販売する予定であります。また、7月にはプレミアム商品券の販売を予定しており、これらの事業等により、少しでも地元経済の好循環を取り戻していきたいと考えております。

日常生活においては感染症予防に配慮しながら、安全運転での日常の経済活動を徐々に取り戻していただくよう特に注意を払い生活を送っていただきたいと切にお願いするものであります。

なお、公共施設の利用については、6月19日から段階的に制限を緩和し、五戸町民のみの

利用という制限を廃止する方針です。ただし、各施設の利用特性に応じた基本的感染対策を遵守していただきながら使用していただくこととなりますので、御協力をお願いいたします。なお、利用条件・制限については、今後の感染状況を考慮しながら随時変更していきます。

次に当町の主要農作物の状況であります。水稻につきましては、田植え時期が好天に恵まれたことで田植え作業が順調に進み、ほぼ平年どおりのペースで終了しております。

ながいもにつきましては、3月中頃から始まった春掘り作業も、4月中旬の雨により作業が遅れておりましたが、その後の好天により作業は順調に進み、収穫量は平年並みです。

にんにくにつきましては、草丈及び生葉数は平年以上で105%となっておりますが、4月の低温で葉先枯れが発生しているほ場も見受けられます。

りんごにつきましては、花の開花が早く王林、ジョナゴールドに霜の被害を受けた園地もありました。主力品種のふじの落花日は、平年より少し早い5月15日でした。結実は園地によりバラツキがあるものの概ね良好であることから、関係機関では、摘果は、障害のない形の良い果実を見極め、できるだけ早めに終わるように呼び掛けているところです。

次に、米の生産調整についてであります。主食用米の生産数量目標を、昨年より85ha少ない774haとしております。農家の皆さんから受付けをした水田営農計画を集計したところ、今年度の作付面積は昨年並みとなる見込みで、目標を若干上回っているため、販売価格へ影響する可能性が考えられます。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

報告第2号から報告第6号及び議案第49号から議案第50号までの7件は、専決処分の承認を求めることについてであります。

報告第2号、報告第3号、報告第4号は、去る3月3日、町道五戸志戸岸線で発生した道路上の舗装劣化による車両物損事故3件に関し、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものであります。

報告第5号は、五戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和元年度における五戸町一般会計の土木費の社会資本整備総合交付金事業による石沢橋他2橋の橋梁修繕事業及び災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業による町道1路線が年度内に完了が見込めないため、令和2年度に繰り越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

報告第6号は、五戸町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和元年度における五戸町介護保険特別会計の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業による非常用発電機設置工事が年度内に完了が見込めないため、令和2年度に繰り越して実施する繰越明許費繰越計算書について報告するものであります。

議案第49号は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の規定整備などを目的とした地方税法の一部改正に伴い、税の賦課徴収事務上、緊急を要したため五戸町町税条例の一部を専決処分により改めたものであります。

議案第50号は、令和2年度五戸町一般会計補正予算の専決処分であります。

歳入では、特別定額給付金給付事業費補助金16億9千万円を追加、子育て世代臨時特別給付金給付事業費補助金1,650万円を追加、財政調整基金繰入金3,921万円を追加いたしました。

歳出については、2款総務費で、特別定額給付金として16億9千万円を追加、特別定額給付金（新生児給付分）として200万円を追加するもので、財源は特別定額給付金給付事業費補助金等を充当するものであります。3款民生費で、子育て世代臨時特別給付金1,650万円を追加するもので、財源は子育て世代臨時特別給付金給付事業費補助金等を充当するものであります。7款商工費で、プレミアム商品券発行事業補助金500万円、新型コロナウイルス対策支援交付金2,250万円を追加するもので、財源は財政調整基金繰入金を充当するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ17億6,442万3千円を追加し、予算総額は104億2,939万1千円となりました。

議案第51号は、五戸町過疎地域自立促進計画及び参考資料において、事業の追加及び事業の変更等が必要となったことから過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき当計画及び参考資料の変更を行うものであります。

議案第52号は、三戸郡福祉事務組合の解散に伴い、事務継承した五戸町において令和元年度三戸郡福祉事務組合一般会計歳入歳出決算について認定に付するものであります。

議案第53号の町道の路線認定については、地域住民の生活基盤として重要な路線であることから、1路線を町道に認定するため提案するものであります。

議案第54号、五戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため提案するものであります。

議案第55号、五戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等に対し国民健康保険税の減免を行うため提案するものであります。

議案第56号、五戸町介護保険条例の一部を改正する条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した被保険者等が介護保険料の減免申請書を提出する際の提出期限の特例について規定を整備するため提案するものであります。

議案第57号は、令和2年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2億3,005万6千円を追加し、その結果、予算総額は106億5,944万7千円となるものであります。

歳出の主なるものは、2款総務費では、企業立地推進条例奨励交付金1,084万8千円、関係人口創出・拡大モデル事業業務委託料501万2千円等を追加するものであります。

4款衛生費では、乳幼児医療費給付費1,404万8千円、浄化槽整備事業計画策定業務委託料781万円等を追加するものであります。6款農林水産業費では、新型コロナウイルス感染症対策畜産経営支援金765万円等を追加するものであります。7款商工費では、プレミアム商品券発行事業補助金750万円、新型コロナウイルス対策支援交付金750万円、新型コロナウイルス対策持続化給付金325万円等を追加するものであります。8款土木費では、橋梁健全度調査業務委託料750万円を追加するものであります。10款教育費では、情報通信ネットワーク環境整備業務委託料7,633万1千円、GIGAスクールサポート業務委託料402万5千円、タブレット端末備品購入費4,585万5千円等を追加するものであります。

これらの財源は、国庫支出金、財政調整基金繰入金等を充当するものであります。

議案第58号は、令和2年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ100万円を追加し、その結果、予算総額は21億9,758万2千円となるものであり、県支出金を充当するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 次に、「議案第52号 令和元年度三戸郡福祉事務組一般会計歳入歳出決算認定について」、監査委員から審査の経過及び結果の報告を求めます。

前田監査委員。

○代表監査委員（前田一馬君） まず初めに、この決算審査は、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継に関する協議書の内容に基づき実施したものであります。

それでは、五戸町監査委員といたしまして、決算審査の結果並びに意見を申し上げます。

令和元年度三戸郡福祉事務組一般会計決算審査は、令和2年5月13日に実施いたしました。令和元年度三戸郡福祉事務組の決算は、三戸郡福祉事務組が令和2年3月31日をもって解散したことに伴い、出納整理期間のない打切り決算となっております。

その決算額は、歳入4億2,497万4,448円、歳出2億7,193万5,426円で、歳入歳出差引残額は1億5,303万9,022円となっております。決算審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類の係数は関係証拠書類と符合しており、正確であると認められました。

さらに、予算執行及び事務手続きにつきましても、関係書類を審査した結果、適正であると認められました。

以上、令和元年度三戸郡福祉事務組決算審査の報告といたします。

五戸町代表監査委員、前田一馬、同じく監査委員、尾形裕之。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 日程第6「陳情第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」及び日程第7「陳情第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「陳情第2号及び陳情第3号」は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「陳情第2号及び陳情第3号」は陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） お諮りいたします。

明12日は議案調査等のため、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、明12日は休会することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る15日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時22分 散会

議 事 日 程 第 2 号

令和2年6月15日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問について

第 2 陳情第2号及び陳情第3号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問について

(柏田匡智君、鈴木隆也君、中川原賢治君及び豊田孝夫君の各議員)

日程第 2 陳情第2号及び陳情第3号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○ 出席議員 15名

議 長 三 浦 専治郎 君

副 議 長 沢 田 良 一 君

3 番 和 田 智 也 君

4 番 柏 田 匡 智 君

5 番 川 崎 七 洋 君

6 番 鈴 木 隆 也 君

7 番 大久保 和 夫 君

8 番 豊 田 孝 夫 君

10番 大 沢 義 之 君

11番 尾 形 裕 之 君

12番 松 山 泰 治 君

13番 川 村 浩 昭 君

14番 古 田 陸 夫 君

15番 中川原 賢 治 君

16番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 舛 沢 実 君 主

査 川 内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町	長	若宮佳一君	副町長	大久保均君
総務課	長	石田博信君	総合政策課	長 手倉森崇君
総合政策課 政策調整室	長	小村隆幸君	財政課	長 川村豊君
税務課	長	赤坂恵一君	福祉課	長 高嶋伸治君
健康増進課	長	赤坂真弓君	住民課	長 竹洞晴生君
農林課	長	中村弘幸君	建設課	長 高谷忠憲君
会計管理者		今川淳子君	総合病院事務局	長 松坂力君
教育委員会				
教育	長	柳町靖彦君	教育課	長 志村要君
農業委員会				
会	長	岩井壽美雄君	事務局	長 小保内一典君
代表監査委員		前田一馬君		

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（8） 卷末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

柏田匡智議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

柏田匡智議員。

〔4番 柏田匡智君 登壇〕

○4番（柏田匡智君） 議席番号4番、柏田匡智でございます。

五戸町議会第4回定例会におきまして、議長のお許しをいただきましたので、先に提出いたしました通告書に従い、一般質問をいたします。

その前に、一言御挨拶申し上げます。

今定例会の多くの議案に関わります新型コロナウイルス感染症に真正面から闘っております医療従事者の方々に、深く敬意と感謝を申し上げます。

また、五戸町民の皆様へ、新型コロナ関連の給付金や補助事業等を速やかに実施すべく、通常業務のほかに時間外での窓口対応など、限られた人員の中で創意工夫と連携によって取り組まれております行政の方々におかれましても、深く感謝申し上げます。

いつ終息となるのか見通せないものではありませんが、必要以上に閉塞することなく、経済活動、地域活動が徐々に再開していく中、新しい生活様式を取り入れ、町民の皆様の意見に耳を傾けながら、共に乗り越えてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、質問に入ります。

五戸町消防団再編計画と今後の団員確保対策についてであります。

現在、五戸町消防団の再編計画策定が進められておりますが、地域住民や団員の間では、分団の統廃合に対する不安感が先行していると聞き及びます。また、人口減少による団員不足だけではなく、就業形態の変化などから、平日の日中に発生する火災に対して、出動人員が限られてきている現状を考えると、今後の団員確保策が重要と思われるので、次の3

点、お聞きいたします。

最初の1点目といたしましては、五戸町消防団再編計画の目的と概要について、どのようなものなのでしょうか、御質問いたします。

次の2点目といたしまして、消防団員が減っている現状と、未来を見据えた消防団再編ではありますが、新規消防団員の確保策も併せて重要と考えますので、御質問いたします。

最後に、3点目は、消防団員の皆様は様々な職に就かれておられる中で、いざ火災となった際、出動できる方とそうでない方がいらっしゃる中で、より無理なく出動していただけるような出動人員の確保策について御質問いたします。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

〔4番 柏田匡智君 降壇〕

○議長（三浦專治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問、よろしくお願ひします。

ただいまの柏田議員の御質問にお答えいたします。

五戸町消防団再編計画と今後の団員確保についてですが、まず1点目の五戸町消防団再編計画の目的と概要についてですが、この計画は、私の公約である消防団の処遇改善や再編成検討に基づいているもので、現在、団員数の減少が進んでいく中、地域の安全・安心のために御尽力いただいている消防団員が、今後、より活動しやすい環境を整備したいという思いから協議を進めているものでございます。

計画の概要としましては、今後予想される人口減少による団員数の減少に対応できる体制づくりを早急に進めていかなければならないため、青森県消防広域化推進計画と同じく、おおむね10年後の令和11年度までの消防団の統合・再編・広域化を目標に、まず、消防団において、分団の統合・再編や消防車両の更新計画等の基本方針を今年度末までに示し、その後、地域の実情や地域の方々の理解を得ながら、統合・再編・広域化の実現に向けた道筋を示す五戸町消防団再編計画を令和3年度末までに策定し、消防体制の再編・充実と、消防団員が活動しやすい環境づくりを進めていくものでございます。

以上、申し上げた概要は一部ではございますが、どのような再編が五戸町の実情に適しているか、現在、消防団長をはじめとした本部員と定期的に協議しており、今後も継続して協議を重ね、ある程度再編の方針が定まった時点で、地域住民の方々に説明する場を設けたい

と考えております。消防団員はもちろんのこと、地域住民の方々の御意見も計画に反映させながら進めてまいります。

2点目の新規団員確保策についてですが、町はこれまでも、広報による団員の募集や五戸ちゃんねるでの観閲式等の放映、防災訓練での実技披露など活動PRをしてまいりました。また、団員への福利厚生事業として、消防ポンプ自動車の運転免許の取得費用助成や出産及び結婚への祝い金贈呈、入院した際の入院見舞金の給付を実施しております。しかし、なかなか新規団員確保につながっていないのが実情でございます。

これらについては今後も継続しながらも、八戸市が先行している、消防団員やその家族が飲食物の進呈を受けられる消防団応援の店の町内での実施や、仕事や家族の都合等で団員と同様な活動ができない方が無理のない範囲で特定の活動を行う機能別団員制度の導入など、消防団への入団がより魅力的に感じられる環境づくりを進め、新規団員確保に努めてまいります。

3点目の出動人員の確保策についてですが、御指摘のとおり、団員によっては会社勤め等で、平日は消防団活動に従事できないケースが見受けられ、各分団でOBの方々にも御協力をいただきながら、災害現場で活動を実施しております。OBの方々が災害現場での活動時、万が一負傷した場合には、その補償をしておりますが、今後、消防団本部とも協議しながら、出動時の手当の支給など、OBの方々の処遇についても改善できるよう検討を進めてまいります。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） 若宮町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

最初の1点目の御答弁をいただいた中での確認なんですけれども、消防団の統合・再編は、地域の方々と話し合いを進めながら、もちろん早いところもあるのですが、おおむね10年後、令和11年度を目標として、計画上での統廃合、ある程度の表には出ているかとは思いますが、そういったやっぱり対象の分団の皆さんは、不安感も正直あるところがありまして、本当の計画上の統廃合ありきの形で最初から進むのではなく、先ほどの御答弁にもありますとおり、話し合いの中で、対象の分団の変更ですとか据置きもあり得るということでよろしいのでしょうか、再質問いたします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） ただいま、柏田議員の確認の内容ですが、もちろん統合とか再編ありきではありませんので、私の公約をきちっと読んでもらえれば分かりますが、処遇改善と再編・統合も検討させてもらうというようなことをございますから、いかに今の消防団の方々の、人口減少で団員の数も少なくなっている中で、本当に気持ちよく活動していくための処遇改善を考えると、もちろん再編成の計画も考えていかなきゃならないということをございますので、その辺は、合わさった形で検討されていくべき案件だと思っております。

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

処遇改善というお言葉をいただいた中で、次の2点目の新規消防団員の確保策について再質問いたします。

先ほどの御答弁にもありました、特に震災以降、新たに、今までの傷病手当のほかに、団員の皆さんが結婚なさった、子供を出産なさったという中での手当も、震災以降、新しく新設いただいております、私の地元の分団でも頂いた団員の皆さんもいらっしゃいます。

そういったさなか、現在は五戸ちゃんねるでの消防団活動、また、たしか、今見ますと、過去のラッパ隊、過去の諸先輩方の盛夏服を着た勇ましい姿を見させていただいたり、やっぱり子供たちも見ている中で、消防団員格好いいなというのが、幾らかでも身近に感じられて、新規団員の確保につなげていただきなと思います。

そういったさなかで、消防団のOBの協力隊のお話にも触れられましたが、やはりOBの先輩方のお力というのは、普段の消防団活動、緊急時の火災というさなかでは、本当に助かっております。

そういった中で、私聞いた中での、ちょっと誤解もあるので、確認したいところが1つあるんですけども、実際の火災時に、消防のポンプ・タンク車両で同乗して火事の現場に出動なさる方、OBも含めまして、協力隊のOBの方がポンプ車と一緒に乗って出る方、また、自分の自家用車で火事の現場に出動なさる方がいらっしゃるんですけども、協力隊の皆さんの場合は、一緒に同乗しないと、火災の現場でけがとかなさったときの補償の対象にならないという、ちょっと誤解なんじゃないかなと私は思うんですけども、そういったイメージもあるようなので、その方々も、自家用車で火事の現場にOBの方々が出動なさった際の補償も、同様に手当が出るのかどうか確認いたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、OBの方が出動した際の手当については支給はしておりません。ただし、けが等負ったときの公務災害につきましては、分団長等から要請があった場合、その場合に限り、けがした場合は公務災害の対象となります。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） 済みません、私の質問の仕方がちょっと、失礼しました。

補償の部分というのは、分団長の要請により、火事の現場の中で、ポンプに同乗しなくても、自家用車で行っても対象になると。ただし、手当というもの、普通の一般の分団員の皆さんが出動なさった際の出動手当、そこは、協力隊の皆さんには出ませんよという話の内容であったかと思います。

そういった中で、やはり今後は、協力隊の方も出動なさった中での出動手当、そういったものも御検討いただくと大変助かると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 御質問にお答えします。

町長の答弁にもありましたとおり、OBの方々が災害現場に出動した際の手当の支給につきましては、今後、本団等と協議しながら考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

そして、先ほどから、日中の火災の際は、なかなか出られる方とそうでない方、もちろんOBの方にも協力していただけるところと、そうでないところがあるんですけども、せっかくたしか一般の会社で、職員の皆さんが消防団の団員になるという中での協力事業所の登録という制度がたしかあって、五戸町でも何社か把握なさっていると思うんですけども、そういった登録状況、また、そういった登録なさった、協力なさっている事業所のPRという部分ではいかなものでしょうか、御質問いたします。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 御質問にお答えします。

先ほどのPRに関しましては、まだまだ不十分だと考えております。今後、その辺を充実するように検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） 御答弁ありがとうございます。

やはり協力事業所の方々は、職員の皆さんが、いざ日中の火事だというときに、例えば上司の方が、仕事の手を止めて火事場のほうに出動してもいいですよと、気軽に出動を促せるような職場づくり、環境づくりというものが、今後大事になってくるかと思います。そういった中で、事業所の、事業主の皆さんも御負担するわけでありますので、ぜひ協力事業所に登録いただいた事業所に関しては、PRしたり、そういった地域に貢献している事業所なんですよという部分で、新しく採用される皆さんも1つの選ぶ選択肢になって、より一層、五戸町を守っていききたいという心ある若者をぜひ育てていけるような事業所づくり、PRというものも大事だと考えております。

そういった中で、本日、多くの皆さんが着用なさっているおんこちゃんのポロシャツがあるんですけども、様々、この意匠マークというものはフリーで、五戸町のためになるならばということで使わせてもらっているんですけども、例えば、おんこちゃんのキャラクター、消防のはんてんを着たおんこちゃんをマークにして、そういった協力事業所の目印になるといったような御検討もいかがなものかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 御質問にお答えします。

ただいま柏田議員から、大変素晴らしいアイデアをいただいたと思っております。今後検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 柏田議員。

○4番（柏田匡智君） ありがとうございます。

ぜひ、一番最初の町長の御答弁にもありましたとおり、現在の五戸町の消防団員の皆さんが、将来にわたっても継続性があって、よりよい消防団活動ができますよう、私自身も一消防団員でありますし、地域の安全・安心に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。丁寧な御答弁ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） この際、暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（三浦専治郎君） 次に、鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔6番 鈴木隆也君 登壇〕

○6番（鈴木隆也君） 議席番号6番、鈴木隆也でございます。

五戸町議会第4回定例会におきまして、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、次の大きな項目で2点について質問いたします。

まず、1点目は、新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響についてであります。

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、感染症患者が急増し、我が日本においても緊急事態宣言が発令されました。現在、緊急事態宣言は解除されているものの、第2波と呼ばれる感染の再拡大に多くの国民が恐れ、まだまだ以前に比べ、自粛を余儀なくされている現状にあります。

自粛は経済に対してマイナスに作用することは今さら言うまでもなく、飲食、宿泊業などをはじめ、多くの企業や事業主が経営の逼迫にさいなまれております。また、これらの自粛の影響が大きい業種に就業されている方々は、事業の縮小に伴い、休業あるいは最悪の場合、解雇されるケースも報道で散見されております。これらのことは、事業収益や個人収入の減少につながり、必然的に税収が減少し、自主財源、依存財源ともに歳入の落ち込みが推察されます。

また、若宮町長におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による自粛に伴い、経営が逼迫した町内の業者に対し救済措置を講じたり、子育て支援の強化に取り組まれたりと、スピード感を持った対応は、一町民としましても大変心強く思うところであります。

ただ、これらの対応は町独自の事業であり、不用意な財政出動は町財政を逼迫する要因になりかねません。

そこで、次の4つの項目に分けて伺います。

1つ目は、歳入の落ち込みが考えられるわけですが、これをどのように分析されているでしょうか。

2つ目は、これまでの新型コロナウイルス感染症に関連する五戸町独自の事業の事業費は幾らになるでしょうか。また、それらの財源はどこでしょうか。

3つ目は、今後の新型コロナウイルス感染症に関連する五戸町独自の対応策をどのように考えているでしょうか。また、その予算規模と財源を伺います。

最後に、4つ目として、道路や公共施設などの社会基盤整備に代表される、取り組まなければならない事業がございます。一方で、若宮町長が選挙公約でうたった各種の取り組みたい事業があると思われます。

当然、財源には限りがある中、新型コロナウイルス感染症に関連する五戸町独自の対応策と、これら取り組まなければならない事業と取り組みたい事業をどのように進めるお考えか伺います。

次に、大きな項目で2点目ですが、新型コロナ禍での町立小・中学校の運営と、児童や生徒の心のケアについて伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町立小・中学校も長期間にわたり休校を余儀なくされました。様々な対応策を講じ、再開はしたものの、授業の遅れや修学旅行をはじめとする体験学習の機会の減少が不安視されております。また、以前とは大きく教育環境が変化し、子供たちは不安に思っているに違いありません。

そこで、次の5つの項目に分けて伺います。

1つ目は、学校再開に当たり、新型コロナウイルス感染症予防対策はどのようになっているでしょうか。

2つ目は、授業の遅れが取り沙汰されておりますが、その対応策をいかにお考えでしょうか。

3つ目は、修学旅行や宿泊合宿などの体験学習の機会は、今後確保されるのでしょうか。また、これまで当たり前に行われていた運動会や学習発表会、陸上記録会や合唱コンクールなどの在り方をいかにお考えでしょうか。

4つ目として、政府が進めるGIGAスクール構想は、新型コロナ禍において休校措置を取った場合でも、ICTにより学校と各家庭をオンラインで結ぶことにより、学びの機会を保障できる可能性があることから、新たな学習スタイルとして注目を集めております。当町の取組はどのようになっているでしょうか。

最後に、5つ目として、これまでにない経験と教育環境の変化によって、不安に思う児童や生徒の心のケアは万全でしょうか。

以上、コロナ禍における町の財政と教育について、町長と教育長の御答弁を求めます。

〔6番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員の新型コロナウイルス感染症が町財政に与える影響についてをお答えいたします。

まず1点目、歳入の落ち込みをどのように分析するかに係る御質問についてお答えいたします。

コロナ禍による暮らしや経済への影響は、まだまだ収束の兆しが見られず、当町においても、企業の業績悪化、飲食店の売上げ低迷、失業者の増加について危惧されているものがあります。また、経済的な支援策だけでなく、さらなる第2波に備えた体制の充実、コロナ禍を勘案した災害対応についても急ぐ必要があります。このような中で、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するためには、財源の確保が重要になるものであります。

コロナ禍により予想される歳入の落ち込みについてですが、町税については、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少によって納税が困難な場合は、徴収猶予の特例に係る申請により、最長1年間の猶予ができます。それに伴い、今年度の収入額が減少することが見込まれるものであります。

地方譲与税については、県をまたぐ移動の自粛等によるガソリン需要が減ったことにより、地方揮発油税譲与税の減収、地方消費税交付金については、令和元年10月から消費税率が引き上げられたことにより、当初は市町村への交付額の増額が見込まれておりましたが、増税後の個人消費の落ち込みや新型コロナウイルス感染予防策により、外出自粛要請による飲食店や旅行業界等の落ち込みにより、減収が予想されるものであります。

地方交付税については、国では令和2年度地方財政計画に基づき、地方交付税が確保されているものであり、普通交付税に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けない項目によって算定されることから、交付額が当初予算に対し、大きく減少する要素はないものと考えております。

また、特別交付税に関しては、新型コロナウイルス感染症に係る算定がどのような扱いになるのか、現段階で明示されておりませんので、引き続き、国の動向を注視していきたいと思っております。

分担金及び負担金については、給食費無償化方針を決定したことから、給食費保護者負担

金5,936万9千円が減収となるものであり、当初予算では賄い材料費に給食費保護者負担金を充当し、計上しておりましたので、給食費の無償化による減収分については、今後、財政調整基金を取り崩し、充当したいと考えております。

国庫支出金、県支出金については、国が行う特別定額給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金給付事業により補助金は増額となりますが、それ以外はコロナ禍にかかわらず、当初予算へ計上している各種事業へ充当される負担金、補助金、委託金となっておりますので、現時点で減収については確認することができないものであります。

使用料及び手数料については、感染拡大防止のため、公共施設の利用制限、使用中止したことにより、若干ではあります。施設使用料の減収が予想されるものであります。

寄附金については、コロナ禍の影響なのか分析はできておりませんが、4月から5月のふるさと納税寄附金が、昨年の同時期と比較し、今年度は100万円の増額となっていることから、今後さらに返礼品を充実させ、魅力ある特産品の提供を企画していきたいと思っております。

諸収入については、各種イベント、研修等が中止となっていることから、若干ではあります。参加料や負担金の減収が予想されるものであります。

以上、今年度において、歳入の落ち込みは各項目で見られるものでありますが、減収額については、コロナ禍の収束が予想できないことから、現時点では難しいものと考えております。

なお、歳入の落ち込みにより生じる財源不足は、主に財政調整基金を取崩し、繰り入れして対応する予定としており、これまで取崩した額については、コロナ禍対策として1億5,100万円、その他の事業のため3,600万円、合計1億8,700万円を取崩しており、残額は17億5,000万円となっております。

以上により、自主財源については、今年度の税収の減収による税収確保の見通しが定かではなく、負担金等については確実に減少となるものであります。

依存財源については、地方交付税については大きく減収するものではないと考えられますが、地方消費税交付金等の減収が見込まれますので、できる限り自主財源の確保を図り、計画性を持った財政運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する町独自の事業の事業費は、またその財源はに係る御質問についてお答えします。

これまで、町単独事業として実施しているもの及び今回の補正予算議決後に実施するものについて御説明いたします。

五戸総合病院医師住宅改修工事1,347万円、子育て支援対策副食費994万円、プレミアム商品券発行事業補助金3,607万円、飲食店応援チケット発行事業補助金1,341万円、新型コロナウイルス対策支援交付金3,013万円、新型コロナウイルス対策持続化交付金325万円、災害対策事業1,040万円、乳幼児医療給付事業拡大分1,805万円、畜産経営支援金766万円、熊専用捕獲等購入費49万円であり、町単独事業の事業費の合計は1億4,287万円になるものであります。

これらの財源ですが、プレミアム商品券発行事業補助金1,000万円、五戸総合病院医師住宅改修事業1,310万円、合計2,310万円については過疎対策事業債で対応しており、残りの1億1,977万円については、財政調整基金を取崩し、充当するものであります。

なお、5月には国から、地域独自のコロナ禍対策のために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、交付限度額約1億1,400万円及び青森県新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金として1,500万円、合計1億2,900万円がコロナ感染症対策のため配分予定となっており、現在、事業の申請をしているところでございます。事業が決定になりましたら、財源補正し、財政調整基金へ積み戻しできるものか検討してまいりたいと考えております。

3点目の今後の新型コロナウイルス感染症に関連する町独自の対応策をどのように考えているか、また、その予算規模と財源はに係る御質問についてお答えします。

今後の対応策につきましては、今までの対応策を調査・検証し、今後もスピード感を持って対応してまいりたいと思います。主な対応事業としては、大規模飲食業事業者補助金、アルバイト収入減収学生支援、おんこちゃんマスク配布事業、五戸総合病院防疫対策職員通用口設置事業、健診センター安全・安心確保事業、避難所用備品備蓄事業、農畜産配達料支援事業、農畜産物販路開拓支援事業等について検討しております。

現時点では、事業費の調査・検討をしており、財源については、国の第2次補正予算に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金での充当を予定しておりますが、補助内容等がまだ示されておられませんので、国の動向を注視しているところであります。また、補助対象とならない事業については、事業内容の検討や各種基金の充当、起債の借入れをすることが考えられるものであります。

4点目の道路や公共施設などの社会基盤整備に代表される、取り組まなければならない事業、一方、私が選挙公約でうたった各種の取り組みたい事業に係る御質問についてお答えいたします。

今年度予算計上した事業については、原則実施していかなければならないものと考えており、昨年度と同様の事業を展開することになりますと、9月以降の補正予算計上見込みとしては、町道維持管理費、除雪対策費、災害対応費、病院事業会計負担金の繰出し等並びに、コロナ禍の収束が見えないことへの感染予防対策及び地域経済対策が考えられるものであります。

また、私が選挙公約で表明した、新たな時代の五戸町のために「5つの五戸町づくり」の51事業のうち、15事業については既に実施及び調査に着手しており、未着手の残り36事業については、実現を図るため、職員15名からなるプロジェクトチームを立ち上げ、調査・研究について開始しております。直接事業を担当する課以外にも、財政課、農業委員会職員も、町財政と農地法などの法律関係の面から参加していただき、全庁横断的に取り組んでいくというプロジェクトチームであります。

36事業の中において、優先順位等については現在、特に定めておりませんが、調査・研究することにより、法的な問題、財政的に補助対象事業に該当するのかどうかを検討し、来年度の予算編成の作業に入るまでに検討結果をまとめ、施策の順位決定と来年度以降の事業実施へ向けていきたいと思っています。

また、これらの財源につきましては、今年度計上している歳出について、コロナ禍により事業の実施ができず、事業費が減額及び留保となるものについて調査しておりますので、結果については、補正等により調整していくものであります。

また、国・県等の交付金、補助金の活用、財政調整基金、地域振興基金等の充当及び町債の借入れをしていくことになると考えられますが、基金の額には限りがありますし、町債についても、実質公債費比率の上昇を抑え、財政の健全化を維持する必要がありますので、事業の見直しを含めた検討をしながら、国・県の動向を注視し、早急に財政計画を策定し、事業を展開していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 柳町教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） 鈴木議員の2項目めの1点目ですけれども、学校再開に当たり、感染予防対策の取組についての御質問にお答えいたします。

当町では、県立学校と同様、5月7日から学校を再開しておりますが、再開に当たり、国や県が示したマニュアル等を参考に作成し、町の再開指針に基づき、各学校において、マス

クの着用、手洗いなどをはじめとする感染予防対策を徹底しながら取り組んできたところでもあります。また、5月22日には文科省より、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が示されております。

基準の一部を申し上げますと、蔓延状況の低い地域感染レベル1から蔓延状況の高い地域感染レベル3に分け、机の間隔、感染リスクの高い教科活動の実施の有無、また部活動等の実施の有無などが示されており、3つの密を避けることなどの基本的な感染対策を継続させ、可能な限り感染拡大のリスクの低減を図りながら教育活動を行うよう、今後の学校運営上の工夫の在り方が示されております。

当町といたしましても、これまでのマスクの着用、手洗いの徹底など、基本的な感染対策を継続しながら、このマニュアルに基づきまして、各学校と連絡を密にし、今後も感染症対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2項目めの2点目の授業の遅れが様々取り沙汰されておりますが、その対応策はについての御質問にお答えいたします。

これまでの臨時休校によりまして、授業に影響を受けた日数は約29日となっており、授業の遅れは憂慮されるものとなっております。この遅れを取り戻すために、各学校では通常授業のほうを最優先とし、各種行事等を縮小または中止、本来はその準備や対応に費やすべき時間を通常授業に充てながら、取り組んでいるところであります。

しかしながら、当初の1学期の日程では、遅れを取り戻すための授業時数の確保が難しいため、夏休みを各校、ちょっと少しばらつきが小学校、中学校あるわけですけれども、夏休みを1週間程度短縮することにより、各校長からもさらに情報を取ってやっておりますけれども、何とか授業の遅れの解消は、そこで取り戻せるという措置を行っております。ただし、今後また出た場合には、第2波、3波が来た場合は、また特例の状態になってくるかと思っております。

これも関連するんですけれども、次の2項目めの3点目、子供たちにとっては、大変学校行事等があれしているわけですけれども、特に議員のほうから、修学旅行、宿泊合宿など体験学習の機会が確保されるのか。また、運動会、学習発表会、陸上記録会、合唱コンクールなどの在り方について、どうお考えですかということで、大変ここが各学校、それから私も、しょっちゅう会議しながら、苦しいところになるんですけれども、御説明しますと、新型コロナウイルス防止のため、様々な学校行事が中止または延期、または検討状態が続いておるのが現状でございます。

そこで一番あれなのが、修学旅行につきまして、中学校はこの辺、大体4月、小学校が9月、これから実施予定であります、秋以降へ延期という形で、4月の段階でも旅行社さんのほうからは、延滞金なしで延期という形で続けております。ただ、問題は、ここから今度は秋以降、目的地の変更等、ここが非常に各学校、私も苦しいところに、東京の様子、大体中学校が東京方面、小学校が函館、北海道方面となっておるわけですけれども、一日一日、旅行社と、それから国の方針等を見ながら進めていかなければならないような状態になっております。

ただ、考えた中で、もしかすれば、最悪の場合は、また中止になってくるわけですけれども、中学校、楽しみの東京なんですけれども、駄目な場合は、雑談の中で一応、規模を縮小した場合、東北、それから日数を減らすとかというような案は、今のところ出ております。

旅行社、扱っているわけですけれども、旅行社さんのほうとも連絡を密に取って、今どの辺までの現状は行けるかみたいな話は進行中といいますか、進んでいるのが現状であります。

次に、宿泊学習の体験学習、具体的に言いますと、種差少年自然の家さんとか使ってやっておるわけですけれども、これに関しても、宿泊、自然の家のほうと連絡を取りまして、実はもう終わっているところもあります。泊を減らしてですね。向こうのほうの体制が、何人以内とか、それから座る場所とか、配慮、規定の密を避けるような状態で終わっているところ、それからこれからのところ、規模が小さいところはあれですけれども、1日日程を減らしたり、縮小によって実施予定または検討しておる。ほとんど、これはやりたいなという形で、小学校さんは進んでおるのが現状でございます。

それから、ここもまた苦しいところなんですけれども、運動会、学習発表会、陸上記録会、これから延期となってきたておりますけれども、現時点で、感染リスクの回避を第一に考えますと、行事内容について縮小、それから、最悪の場合は中止のことも想定しなければならないような状態が出てくるかと思っております。この判断基準については、学校規模、単独校開催、町内の合同開催などということになりますけれども、校長会等での協議を経て、全体として判断すべきと思われるものについては、その都度、こちらからの指導とか助言をしながら進めてまいりたいと思っております。

これらの行事、児童・生徒にとって貴重な体験・経験の場であり、かけがえのない、特に卒業学年ですね、思い出に残るような形で、従前どおりやればいいんですけれども、できるだけそれに沿うような形で、それから、国から出されております新しい生活様式を取り入れながら、可能な限り感染拡大のリスクの低減を図り、大体、新しい行事の開催方法など考

えながら進めてまいりたいと思っております。

今後ともまだ先が見通せない状況であり、感染状況、社会の情勢等を踏まえ、地域の方々、保護者の理解を得ながら、教育の質の維持と児童・生徒の安全確保の両立を図りながら、学校運営を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、2項目めの4点目ですけれども、G I G Aスクールのほうですけれども、ここは教育課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 志村教育課長。

○教育委員会教育課長（志村 要君） それでは、4点目のG I G Aスクール構想の今後の取組ということについてお答えいたします。

新型コロナ禍で、新たな学習スタイルとして注目を集めているG I G Aスクール構想ですが、本構想における背景や経緯を含め、今後の取組についてお答えいたします。

現在の社会で起こっている情報技術の進化と、社会でのI C T、いわゆる情報通信技術活用は、劇的な変革を起こしており、数年前まで人間が行っていた単純な作業は不要になってきつつあります。このような変化の先にある社会で働く世代は、I C Tについての基本的な理解を持って、様々な高度な問題に取り組んでいく必要がありますが、日本の学校教育におけるI C T活用の状況は、諸外国に比べて大きく後れを取っており、日本の将来を担う世代の育成に、経済界も含め、社会全体が危機感を抱いておりました。

このため、国では令和元年12月の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の中で、令和5年度を整備完了年とするG I G Aスクール構想を打ち出し、構想を推進するため、通信ネットワーク環境の整備費として2,318億円の補正予算を確保し、スタートしたものであります。

G I G Aスクール構想は、児童・生徒に1人1台の端末整備と、学校施設に高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された教育を実現させ、社会の高度な変化に対応し、グローバルな土台で生きていける人材育成を行うための新たな教育環境を構築する構想であります。また、登校が難しい児童・生徒へのオンライン授業への活用なども期待されるものであります。

このような中で、今年度は全国的構想整備元年として、通信ネットワーク整備と一部の学年への端末整備を行うものでありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校が長期臨時休校になった際、オンライン授業の有効性が注目されたことを受けて、国では

4月末に、GIGAスクール構想の加速による学びの保障として、令和5年度までの整備完了計画を今年度末までの前倒しによる実現による方針へと転換し、さらに2,292億円を追加補正の上、補助制度を整備したことに伴い、当町においても早急に構想実現に向け、対応することになったものであります。

そこで、今後の本構想への取組ですが、今年度においては、端末、校内通信環境の整備を進め、構想の土台をつくる年度とします。そしてまた、新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる臨時休校に対応できるよう、現状調査と既存ネット環境やケーブルテレビを生かした授業支援ができないかを協議・研究を行っております。

令和3年度からは、来年度ですが、整備効果が十分に得られるよう、各学校にICT推進担当教諭を専任し、活用に関するPDCAサイクルの構築を行ってまいります。そして、児童・生徒には、端末使用に慣れる年度にしていきたいと考えております。また、教諭に対しては、国の先端技術利活用ガイドラインや県による研修会の参加とICT教育アドバイザーの活用、町によるICT支援員配置事業等の外部人材を活用したデジタルコンテンツの活用推進に資する研修体制を強化することとしております。

これらの強化を行いつつ、令和4年度以降には、多くのデジタルコンテンツを多用した授業ができる環境を目指します。その上で、ICTを活用した人材育成と、将来到来するであろうデジタル教科書時代に対応可能な環境醸成に取り組むたいと考えております。

ICTは、あくまで教育のための道具にすぎません。ICT環境を整備しただけで、よい教育ができるわけでもありません。効果的な教育がなされるかは、教員の指導力とICT活用力の向上が重要であります。急激な整備で先生方への研修が不十分なため、使いこなせるようになるためには時間がかかります。活用は現場の混乱を招かないよう、段階的に進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 柳町教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） 続きまして、2項目めの5点目ですね、児童・生徒の心のケアは万全かについての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、国によりまして、3月2日から全国一律の休暇要請を受け、当町も3月3日から3学期末まで臨時休校としました。そして新年度、4月に入り新学期を迎え、数日間再開したものの、隣接自治体における集団感染、4月16日、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大したことを受けまして、青森県立学校と同様、5月6

日までの長期の臨時休校となりました。そして、5月7日から五戸町立、全部学校再開、指針により学校再開しているところでもありますけれども、全世界を巻き込みまして、目に見えない感染症の脅威と日々変化する社会の状況、それから教育現場における諸行事、スポーツ大会等の中止・延期により、児童・生徒のほうの心と体にもストレスがかかっているのではないかなという御質問かと思えます。

その都度、各学校、特に例年にも増して、各学校長との交流、私も暇というわけではないんですけども、何回か忍びで各学校を回っておりますけれども、今のところ、まず大丈夫かなと思いつつも、この先、まだ続いておりますので、ストレスがかかると、やはり心と体に何か、突然の怒りとか、全国のデータを見ますと、様々な問題等が起こっているところもあるやに聞いております。

このため、県教育委員会のほう、それから三八教育事務所、管内、こころの相談員のほう、県のほうではスクールカウンセラー、その場合の配慮と、それからスクールソーシャルワーカー、それから町のほうの保健福祉課とか、うちのほうも教育委員会独自でも、何かあった場合、相談体制の充実を図っておるところであります。

一応、当町、各校において、相談機関の積極的な活用とともに、月に1回いじめの調査等は、各学校、様式はちょっと変わりますけれども、やっております。そこのほうにも学校長には、コロナとか何でもいいから、保護者からも相談、アンケート、いじめに限らず、アンケートを取るようにはしていただきたいという形で進めておるところが現状でございます。

今のところ、最初騒ぎになったとき、苦情ではなく、逆に、うちも、こういうの大丈夫でしようかみたいな保健関係の相談が二、三、学校のほうにありまして、学校長のほうから丁寧な、それに関しては保健福祉課とか、それから県のほうの相談機関など、最初のあたりですね。

現在は今のところ、何もあまり起きていないですよという形で、ただ、今学期末といひますか、迎えて、この後、そこは嚴重に、紙に書いてでも何でもいいから相談は受けるようにというようところで、随時指導しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） 御答弁ありがとうございます。

順を追って再質問させていただきます。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3月中旬頃から現在に至るまで、学校の

休校、緊急事態宣言の発表、それに伴う休業や、業績の悪化に伴う企業の廃業や倒産、医療体制の危機など、誰しもが初めて体験する約3か月でございました。

緊急事態は解除され、経済活動を徐々に再開しようと動き始めている時期にございますが、多くの町民の皆様から、当町の財政状況について不安の声をいただいておりますので、今回の質問をさせていただいた次第でございます。

まず、大きな項目1つ目の財政についてであります。

1点目の歳入の落ち込みをどのように分析するかでございます。

やはり当然ながら、各項目で落ち込みが予想されるとの御答弁でございました。当町の令和2年度の当初予算を見ますと、町税を柱とした自主財源が24.5%であり、これはほかの自治体を見た場合、決して高いものではございません。

当町において、歳入の46%余りを占める地方交付税については、当初予算に対し、大きく減収する要素はないとお考えを示していただきました。これらのことは、幸か不幸か、少なくとも五戸町の歳入ということだけを考えれば、安心するという言葉を使えば語弊がございますけれども、町長の御答弁のとおり、計画性を持った財政運営に努めれば、制約を受けながらも、何とか乗り切れるのではないかなと私も考えるところでございます。

次にまいります。

これまでの新型コロナウイルス感染症に関連する事業の事業費と財源についてであります。

5月7日、町長の専決により、第2号一般会計補正予算、そして、本定例会で審議されます第3号の一般会計補正予算において、御答弁のとおり、五戸町の実態に合った各種のコロナ禍対策事業を展開されている若宮町長でございます。当たり前のことを当たり前に進める姿勢は敬服いたすばかりですが、1つ伺いたいと存じます。

それは事業の開始時期でございます。多くの自治体で、コロナ禍において外出自粛の影響を受けた飲食店や宿泊業者などを支援するために、支援金が支給されております。当町においては、当初、飲食業をはじめ13の業種に、一律15万円の支給が行われておりますが、5月7日の専決処分で、その申請の受付が5月13日からでございます。

ほかの周辺自治体に目を向けますと、私の知り得る限りでは、早いところでは七戸町が4月24日に既に支給を開始し、お隣の八戸市は5月1日から申請を受け付けました。大局を見ますと僅かな差ではございますが、関係者にしてみれば、大変大きな差であると私は考えております。

また、各自治体の対応策が報道で明らかになる中、なかなかそれが見えてこないことを受

け、多くの町民の皆様から心配のお声を伺っておりました。このことについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、鈴木議員から、スピード感みたいな御意見の質問だと思いますが、今のコロナ対策、本当に、気持ちは準備しなきゃならないんだろうと、常に準備しているつもりでございます。

やはり国全体の経済対策とかコロナ対策を、ある程度見極める時間というのが必要だと思ひまして、よその町村では、何期もやられている町長さん方が我先にみたいに、駆けっこ合戦みたいな動きで独自策を表明したということで、ちょっとそこら辺で、2週間くらいの差があるんじゃないかというような御指摘なんですが、実はこれ、特別定額給付金、一律10万円という国の支給制度、これも、決まったのが4月30日でしたけれども、1次補正を通ったのが、国会で決まったのが4月30日でした。その10日くらい前まで、50%以上の減収世帯だけに30万円支給するというような制度で動いていたんですね。

ですから、それが10日間、様々な政府の中の政党間の駆け引きの中で、国民に一律に定額金10万円が4月30日に決まったということでございまして、それが決まって、5月1日ですか、臨時会をここで議員の皆様とやっていますが、専決処分、このようにさせていただきますとか。

やはり、そのような施策がちゃんと見えて、町に1人当たり10万円のお金が下りてくるんだと。そういうようなのを見据えながら、お金を経済のほうに回すとか、病院のほうに回すとか、様々、国のお金も利用しながら、この町の経済を回すというような施策を考えるということでございまして。私の考え方でいくと、慎重なやり方といいますか、あれですが、町民の皆様からすると、やきもきされたのかも分かりませんが、実際に、飲食店の皆さんから要望をいただいたのが5月1日ございまして、5月1日には5月7日の専決処分をする予算、飲食店の支援の予算をつくるために、制度設計は基本的にできていましたので。そういう意味では、スピード感がある対応をしてきたのではないかなと私自身は思っていますけれども。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

1週間、2週間、少し、ほかの早い市町村に比べれば、遅れたことを受けて、心配に思わ

れた方もたくさんいましたけれども、今の町長の御答弁を聞いて、なるほどなと納得していただけるのかなと私も考えております。引き続き、しっかりと財政のほうを見ながら、コロナ禍対策事業を進めていただきたいと存じます。

次に伺います。

飲食店応援チケット発行事業についてであります。

事業費は1,300万円余りになったわけですが、大変個性がある面白い事業であります。利用する側も利用される側も共に喜べる、大変すばらしい事業であるなど私は考えております。

しかしながら、6月1日月曜日、チケットの販売開始から僅か2日で完売してしまい、買えなかったとか、平日の日中に買いに行く時間をつくれなかったとか、多くの不満の声が耳に入ってくるわけですが、今後どのように対応するのでしょうか、お答えください。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） ただいまの鈴木議員の、飲食店応援チケットが2日間で完売したということでございまして、これ、事業費1,300万円とのっかっているわけですが、これはあくまでも第1弾、第2弾の部分の予算でございまして、今回の補正予算にもものっていますが、第2弾の飲食店応援チケットの販売というか、補助といいますか、はもう予算にのっておりまして、6月22日から23日、この2日間にかけて、多分2日間で売り切れるんだろうと。前回の実績からいいますと、2日間で売り切れるんだろうと思って用意はしてあります。

これも実際、今、コロナの患者が、青森県とか近隣、三八に患者さんがいないから、このような事業ができるのでありまして、先ほどの遅い早い話にまたちょっと少し戻りますが、それなりに常に準備はしているというような体制で準備はしておりますので、また今度、事業がどのように進んでいくのかというのは、やはり準備しながら、用意しておかなきゃならないんだろうなと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） 平日の日中、チケットを買いに行く時間がつくれないという方々がいらっしゃると。それについて、どのような対応をされるのか、お答えいただきたいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

1次の飲食店発行チケットの際には、大変御不便をかけて申し訳なく思っております。そ

これらの反省点を踏まえまして、6月22日からの販売に関しては、まず次のことを考えております。

暑くなるために暑さ対策ということで、建物の中で販売するというので、アピルをお借りしまして、6月22日と23日、2日間お借りして、室内でエアコンの効いた中で販売をしようというふうに考えております。

続いて、整理券を配布して、まず、混雑のないように販売をしたいと思っております。そして、枚数ですけれども、2日で前回売り切れたわけですが、今回はさらに1,000枚、1,000セット追加して、計3,000セットを販売考えております。

そして、販売時間ですが、午後5時まででしたけれども、今回は夜間も販売することとしたしまして、夜8時まで延長することとしております。

最後に、職員の応援体制ということで、前回よりも1日当たり12人増員しまして、町の職員を会場の誘導係とか駐車場係、そういうふうなのにて、万全の体制で販売したいと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

ようやく楽しみにしていたチケットが買えるということで、多くの町民の皆様が喜ぶのではないかと私も楽しみにしております。私も1回目、買い損ねましたので、ぜひ8時前には行って買いたいと考えております。

繰り返しになりますが、外出自粛の影響を直接受ける事業者の支援や子育て世帯支援のための学校給食の無償化、所得制限を撤廃し、高校生までの適用範囲を拡充した医療費の無償化、五戸3大美肉の生産者への支援などなど、考えられる支援を次々と実行されておりますが、その多くの財源が財政調整基金の取崩しであるとのことでございます。

しかし、そのほとんどが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、基金への積み戻しが可能ではないかというお考えを示していただきました。これについても、ひとまず安心する材料でございます。ぜひ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業を最大限に生かし、独自のコロナ禍対策を進めていただきたいと思います。

そんな中、次の質問にも係りますが、今後の対応策を幾つか御答弁いただきました。大規模飲食業事業者補助金をはじめ、8つ示していただきましたが、大変多い内容でございませ

たので、聞き漏らしもごございます。改めて、今後考えている主な対応事業と、現在分かる範囲で結構ですので、その詳細を教えてくださいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） それでは、質問にお答えいたします。

先ほど、8つほど、町長が答弁いたしましたけれども、私のほうから概要を説明いたします。というのは、この地方創生臨時交付金の国の2次補正予算が成立したのが、先週の金曜日でございます、いまだ補助の内容のほうが示されておりませんので、今現在、町で考えている事業の概要のみを説明いたします。

まず、大規模飲食事業者補助金でございますが、これは消防法によって、建物の収容人員と店舗面積によって、甲種と乙種の防火管理者を設定することになっていまして、それを基準にいたしまして、大規模の飲食事業者を設定しまして、その事業者に対して、交付金を現在、制度設計を考えているところでございまして、十数社が対象となる予定でございます。

次、アルバイト収入減収学生支援でございますが、これは、アルバイトをしている学生がコロナの影響でできなくなった、その生活に困窮している人に対して、町独自に支援を考えていくものでございます。

次、おんこちゃんマスク配布事業でございますが、マスクにおんこちゃんのデザインをしたものを作製しまして、それを児童・生徒に配布していくというふうに考えております。

次、五戸総合病院防疫対策職員通用口設置事業でございますが、五戸総合病院は来院者と職員が同じ通用口を使用しているため、職員専用の通用口を設けるものでございまして、来院者と職員の出入り口を分離して、カードキーを設置して関係者以外の出入りを防ぎ、院内感染のリスクの削減を図るものでございます。

次、健診センター安全・安心確保事業でございますが、現在、健診センターは構造上、3密になり得る状況でございまして、密集・密接に関しては、健診の受信者数を減らし、間隔を空け、対面にならないよう工夫をしながら行っています。しかしながら、密閉は当該施設の構造上、密閉空間となり得る状態であることから、換気設備を設置することとしております。その工事費でございます。

次、避難所用備品備蓄事業でございますが、新型コロナウイルス感染症に対し、避難所をはじめとした公共施設の空間に、感染機会を削減し、町内防疫体制のさらなる強化を図るといことでございまして、まず、備蓄物品等としまして、避難所の専用スペースの確保といたしまして、段ボールのベッドや段ボールのパーティションを購入して、備蓄することとし

ております。

2つ目としまして、専用トイレの確保といたしまして、2次感染リスクに配慮した避難所用仮設トイレの設置を考えております。

3つ目としまして、検温用品、消毒用品、その他の消耗衛生用品等を備蓄しておくというものでございます。

次、農畜産配達料支援事業でございますが、コロナ禍により農畜産物の需要が減り、収入が減少する中、生産者が独自の販路拡大目的として、町外に地場産品を送る配達料、送料ですね、その一部を支援するというものでございます。

最後でございますが、農畜産物販路開拓支援事業でございますが、コロナ禍により農畜産物の需要が減り、収入が減少する中、生産者独自の販路拡大を目的として、ホームページの立ち上げ、またはインターネット販売に取り組んだ経費、パソコン、プリンター等の購入経費について、一部を支援するというものでございます。

以上、まだ金額のほうは、事業費のほうはまだ確定していませんが、概要だけを説明いたしました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

課長の御答弁にありましたとおり、先日参院を通過、成立した第2次の補正ですけれども、地方に分配される地方創生特別交付金、1次補正では1兆円、今回の2次補正では2兆円という額が示されております。ぜひ五戸町に合った、苦勞されている、大変な状況におかれている方々に手が差し伸べられるような、そういった事業をぜひ進めていただきたいと存じます。

それで、これまでのコロナ禍対応事業とこれからの対応事業の中には、農業従事者への支援というものが含まれているのかいないのか。私ちょっと、8つ示していただいた農畜産物配達料支援事業、農畜産物販路開拓支援事業というものが、農業従事者への支援なのかなと考えるわけであります。

ただ、私の近所に住む老夫婦は、学校給食向けのミニトマトを生産しており、先日、苗の植付けが終わったところに偶然立ち寄りまして、お話を伺ったところ、また学校が休校になれば売上げが落ちると大変心配されておりました。また、倉石地区を中心に、高級ブドウで知られるシャインマスカットの生産者が多数おられます。

倉石牛もそうでしたが、高級食材は景気に左右されるばかりでなく、コロナ禍での外出自粛の影響を間接的に被ります。今のところ、コロナ禍による農作物の販売価格には影響は出ていないように思われますが、販売価格の低下がもし起こった場合、どのように対応されるお考えか、お示しいただきたいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） このことについて、私のほうから答弁させていただきます。

確かに、今までのコロナ禍対策については、農業者に対しての助成等はあまり見えてこないということは我々も感じておりました。

今、国のほうでは、持続化給付金のお知らせという、農業者に対しての制度もありますので、それらが確定したら、町としての独自の施策を講じてまいりたいと、収穫期を見ながら検討してまいりたいと思っております。もう少し時間いただければと思っております。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

農業従事者も一個人事業主で、私はあると考えております。ぜひ手厚い支援のほう、万が一、販売価格の低迷等ございましたら、迅速に進めていただくよう、よろしく願いいたします。

最後の項目でございます。

取り組まなければならない事業と取り組みたい事業を、コロナ対策事業とどのように進めるかについてでございます。

まずは、今年度予算計上した事業は原則実施すると、先ほど町長から御答弁頂戴いたしました。選挙公約でうたった「5つの五戸町づくり」の各事業は、プロジェクトチームの調査・研究により、来年度以降、施策の順位を決定し、進めていきたいとこのことでございます。

若宮町長におかれましては、五戸町が大好きだというフレーズがキャッチフレーズになっておりますが、私はその言葉に続く、「安心で安全、平和に暮らせる五戸町！」「五戸へ帰っておいで！！」というフレーズ、その気持ち、心が地方創生、五戸の創生につながると信じてやみません。

現在、五戸に住居や職場がある方々への温かみのある、手厚く、継続性のある支援はもちろんのこと、憎きコロナによって職を失い、五戸へ戻ってくる方がいるかもしれません。都会を離れて、安心で安全に暮らせる五戸へ移住する方がいるかもしれません。そんな方々を温かく迎える施策、コロナ禍を逆手に取った五戸の創生が、当たり前のことを当たり前に行

う若宮町長であれば、実現可能だと私は考えております。

改めて、新型コロナとの共存を余儀なくされる中での五戸町のかじ取り、行財政運営をどのように取っていくか伺いたいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 鈴木議員の今の質問、本当にありがとうございます。

私の「五戸町が大好きな若宮です」のフレーズを全て言っていただきました。私も改めて、今じーんときていました。

これ、私のキャッチフレーズでございまして、「五戸町が好きだ！！」と、「安心して安全、平和に暮らせる五戸町！五戸へ帰っておいで！！」と。これが、私の五戸が大好きだというフレーズの全文でございまして、これは今のコロナ禍を予測して作ったものじゃありませんで、五戸町、私、十勝沖地震のとき1歳と6か月でございまして、十勝沖地震から52年たっておりますが、それ以来、多少、大雨、洪水とかで亡くなられた方はおられました、あの十勝沖地震の災害以来、何十人という規模の災害が五戸町に来ていないということでございまして、安全に暮らせる町だよというようなPRで、そのキャッチフレーズをつくったわけですが、今のコロナ禍においても、十和田で発生しても八戸で発生しても、五戸で発生していなかったというのが救いでございまして、本当に安全に暮らせる五戸町だということを町内外に、首都圏を特に発信していきながら、ピンチをチャンスに変えるような施策も取り上げたいなと思っていました。

せっかく、ちょっと頭の中に考えているやつを少しだけ披露させてもらいますが、これは事業化になるの分かりません。先ほど学生支援のお話で、アルバイト、減収した学生に幾らか減収分補填しますみたいな、コロナの影響でですね。ですが、今、就職活動している、これから就職活動する学生、3年生なり、奨学金借りている人もいるかもしれませんし、自分で大学、自分の自己資金、親の自己資金でやっている方もいるかもしれませんが、青森県内の企業に就職して、五戸町に住んでもらったら、幾らか祝い金をというような格好とか、それがコロナ対策の臨時創生交付金の対象になるのかどうか分かりませんが、ちょっと二、三年、長いスパンをちょっと今、住みやすい五戸町だなというイメージを我慢しながらつくって、そういう、若い学生とかに見てもらえるような施策を展開していきたいなと考えておりました。

実際に首都圏からも、青森のほうが安全だとか、地方のほうが安全だということは、首都圏の方々も分かっているわけでございまして、今、このコロナというウイルスから、我々人

類が教えられているということは、1か所に集中するなということをございまして、ある程度距離を取ったところで安全な生活をなささいということウイルスが教えているということだと思いますので、それをうまく利用したような施策を今後展開していきたいなと思っています。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

このコロナ禍、いつかは終息するものと信じてやまないわけです。その終息したときに、五戸の地方創生が、あれっ、何も進んでいなかったということにならないように、ぜひコロナ禍対応と地方創生、五戸の創生というものを両輪で考えていただいて、行財政のほうを運営していただきたいと存じます。ありがとうございます。

続きまして、次の項目である新型コロナ禍での町立小・中学校の運営と児童・生徒の心のケアについて再質問いたします。

まず1点目の学校再開に当たり、感染予防対策の取組についてですが、マスクの着用、手洗い、換気、各所の消毒などが徹底されているようであります。また、3つの密を避けるための最大限の工夫がされているようでございます。ひとまず安心ではあります。

5月末から6月の初めにかけて、北九州市立守恒小学校で新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したと報じられました。集団感染の発端となった児童は、その後になって分かるわけですが、同居するお母さんが新型コロナウイルス感染症に罹患し、発熱があったとのございます。児童についても、家庭での検温時には37度程度の微熱があったものの登校し、学校での検温では平熱だったため、3日間登校し、学校生活を行った結果、無症状ではございますが、5人の児童の集団感染につながりました。

この件について、一部メディアなどからは、同居する家族の健康状態まで把握するべきだとか、検温結果を尊重し、微熱があっても欠席にするべきだと、そのような学校の管理体制に甘さがあったのではないかという声が聞こえてまいりました。

伺います。当町において、同居する御家族の健康状態まで把握した上で、子供たちを受け入れているのでしょうか。また、家庭での検温において微熱だったが登校した、または、学校で検温したら微熱があるという子供たちの対応をどのように取られているか、教えていただきたいと存じます。

○議長（三浦専治郎君） 志村教育課長。

○教育委員会教育課長（志村 要君） ただいまの御質問にお答えいたします。

家庭での健康状態の把握等についてですけれども、現在学校においては、各学校、毎日の家庭での検温のチェックを記入して、それを毎日学校に提出することになっております。その中において、家族の健康状態という欄もありますので、これは県のほうで出したシート作成例によって、各学校でつくっておるわけですが、そのような項目もありまして、そこを学校のほうでチェックしながら確認しているということでもあります。

あとは家庭の状況によって、微熱だった子が登校するとか、学校で検温したら微熱だということに対する対応ですけれども、微熱ということと、あとはだるさですね、倦怠感です。そういうことがあった場合には、無理せずに登校しないようにということで指示をしております。その際においても、欠席扱いとはしないという形での措置となっておりますので、学校からはそういうふうな形で、保護者のほうにアナウンスしていると聞いておりますが、その部分がまだ行き届いていないのであれば、さらに学校のほうから保護者のほうに伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

感染の拡大が、ただいま五戸町では確認されていない、そういう地域でございます。現状を勘案すると、あまりにも厳格な対応を取る必要は、今のところないのかなという思いもありますが、感染拡大が認められた場合には、各学校に任せるのではなく、しっかりとした指針を策定し、またそれを保護者にも周知していただきたいと存じます。

併せて、欠席を余儀なくされた子供たちの見守り体制や、また、欠席する子供たちを見なければならぬ保護者への支援というものも考えるべきだと考えますので、併せて御検討よろしく願いいたしたいと存じます。

次に移ります。

授業の遅れについてであります。

各種行事を縮小または中止し、通常授業に充てたり、夏休みを1週間程度短縮したりして、遅れを解消するとのことございました。

先日、私の地元にあります上市川小学校の下平校長から、コロナ禍における学校の運営について、いろいろお話を伺える機会がございました。その中でとても興味深かったのは、授業の遅れは多少はあるものの、授業の深度、つまり深さですね、充実感は、これまでにないものがあるとのことございました。理由として、コロナ禍において各種の行事が中止にな

り、そのため、準備がなくなったことや、先生方の出張回数が激減したことで、腰を落ち着かせて授業に取り組んでいるとのことでございます。大変皮肉なことだなと考えました。コロナ禍で、本来の学校の在り方が見えたような気がいたします。

次の質問にも係ることですが、これまでの慣例的に行われていた行事等をもう一度見直し、授業の充実や教育現場での働き方改革を図るよい機会だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 柳町教育長。

○教育委員会教育長（柳町靖彦君） 御質問にお答えいたします。

コロナによって、授業の中身のほうですけれども、はっきり申しまして、特別活動、先ほども言いました1学期の行事等を大概見ますと、入学式があつて、運動会、体育祭等あります。これが日本独自のものとして、私考えますに、各学校長ともさんざん話しているんですけども、座学の授業日数は何とかこれで進度、いけるわけですけれども、本来の日本の教育の伝統である集団生活の場としての心の問題からすると、今までどおりこれがやれなかったと。

多分、下平校長が鈴木さんにお話ししたのは、授業実数だけのあれにすれば、座学の知識と伝達は何とか辛うじて取り戻しているけれども、本来の、日本精神と言いますけれども、精神的なものに関しては、私は小・中学校、まだ義務教育だからあれだけでも、私本人とすれば、大分今までとは欠けて、心の成長とかそういう段階から、集団力は逆に、その分を取り戻すために、今度2学期延期、幾らでも、学校長も、行事的なものを何か少しでもやれる分は、本格的に全部今までどおりやれないかも分からないけれども、集団力とかそういう精神的なもの、集団生活のためには、やはり経験させたいなというのが本音じゃないかなと思っております。

本格的な、やはりコロナによって、先ほどの、最後のほうにもまたありますけれども、学校もICT関係も入ってきて、大きく学校教育の皆さんが受けたのが、ここからどう変わるか、私もちょっと不安なところもあるし、いいのか悪いのか。これを機に働き方を、先ほど御質問ありましたけれども、学校というところは何なのかなと改めて考えるような場面も出てくるかなと。

個人としては、確かに授業時数の文科省から出た規定のあれは何とかいけるけれども、子供の成長、心の成長、精神的なものとしては、ちょっとやはり2学期、何とかして少しでも取り戻したいなと、常々学校長とも、その話は、雑談では皆そう思っております。これで

お答えになったかどうか分かりませんが、

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

さすが教育の専門家でございます。上辺だけ見れば、授業というものが順調に進んでいるかもしれないけれども、子供たちの心の発育、やはりそこまで見なければならぬのかなど、改めて感じさせられました。今後2学期に向けて、また集団学習というものがさらに進みますように、何とかお願いしたいと存じます。

次に、修学旅行でございます。

御答弁にありましたとおり、また、先ほどの上市川小学校の下平校長にも伺ったところ、細心の注意を払い、様々なチェック項目を策定し、できれば9月以降に実施したいとのご意見を伺いました。

先日の報道、毎年100万人の修学旅行生を受け入れているものの、コロナ禍でそれが激減している京都市が、全国186の自治体の教育長や首長に、感染対策を徹底した上で、心からお待ち申し上げておりますなどとする依頼文を送ったと、私は報道で目にいたしました。

当町における修学旅行の行き先は、小学校が函館を中心とする北海道、中学生は東京ディズニーランドなど、御答弁の中にもありました東京であります。行き先を柔軟に検討し、さらに一番大事なのは、受け入れる側の準備態勢がしっかり整っているか。そこを見定めた上で、保護者への丁寧な説明を欠かさず、みんなが安心して参加できる修学旅行、それが実施できれば、子供たちは大いに喜ぶのではないかなど考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、GIGAスクール構想であります。

御答弁のとおり、GIGAスクール構想はICT、つまり情報通信技術を最大限活用した、これからの新しい教育スタイルであります。しかし、私、文科省のホームページから切り取ってまいりました。萩生田文部科学大臣の言葉を借りますと、これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わるとのこと、御答弁にもありましたとおり、ICTは教育の道具にすぎないということをしっかり抑える必要があります。

ただ、このコロナ禍において、休校措置を取った場合でも、ICTにより学校と各家庭をオンラインで結ぶことにより、学びの機会を保障できる可能性があることから、このことだ

けが独り歩きしているように私は思えてなりません。

しかし、報道等を目にして、多くの方々が心配しているので、あえて伺います。ネット環境が不十分な御家庭への支援策をどのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 志村教育課長。

○教育委員会教育課長（志村 要君） ただいまの御質問にお答えいたします。

ネット環境が不十分な家庭の支援ということですが、GIGAスクール構想は、先ほども申しあげましたとおり、休校措置の場合に対しての構想ではなくて、それを活用した教育と。その中でコロナ禍が起きているということでもあります。あくまでも、そういう事態において、休校になった際に有効に活用できるということが確認されているということでもあります。

それに対しまして、どういう方法があるかということですが、今後もし休校になった場合ということであれば、2つ、3つのいろいろな対応策が考えられるんですが、1つは今まで同様、プリントや、あとは学校の先生方における家庭訪問等により、その場の急場をしのぐ方法、そして、Wi-Fiなどのモバイルルーターをネット環境の整っていない家庭に貸し出して、その中で支えていく方法、そしてまた、ネット環境が十分整った子以外の家庭においては、各学校で通信環境整備がされますので、学校に赴いていただいて、その中で授業していただくという方法です。

今、ネット環境の整っていない家庭というのは、昨今の調査いたしましたところ、15%ぐらいの家庭がネット環境が整っていないということでありました。意外にも多くの家庭が、通信回線が整備されている環境で暮らしているんだなということは思いましたけれども、この中なんです、それぞれに一長一短あります。まず、今まで対応していたようなプリント、家庭訪問などは、やはり一方通行になって、いろいろと学習の進度が遅くなるという問題があります。1週間に1日程度の出校で、それを確認したところで、やはり限界があるということでもあります。

あとは、モバイルルーター等の貸出しによるオンライン授業ということですが、容量自体が十分ではないために、双方向の授業がちょっと難しいという問題があります。やはり、双方向の授業が交わされることで、より充実した授業ができるということが有線のものになりますので、モバイルルーターによって、問題点はそこに問題があると。つまり、プリント学習よりははるかにいいわけですが、先生が、今日の学習はこうですというような語りかけと、最初の要点だけを用いて通信を切らないと、1か月とか、そういう通信に耐えら

れないということが指摘されております。

有線での授業ということになるんですが、有線の授業の利点としては、双方向の授業が、端末は各家庭で今整備して、貸し出せるようになりますので、双方向の授業が可能になると。質問もできるし、コミュニケーションもできるということになります。

回線が整備されていない家庭の15%の子供ですけれども、各学校に出校しても、1学年四、五人程度という計算になります。そうすることによって、より、こういう休校の事態においても、きめ細やかな学習の保障がなされるという利点がありますが、ただ、そういう状況に置かれていない家庭の子という形の、何か思いというのは違和感がありますが、この休校措置ということに至っても、2か月、3か月と続くようなことは今後想定されておりません。

例えば、国・県のほうでも指針は出しましたがけれども、今後はコロナ禍における学習の保障については、3月2日から国が発動した、また依頼したような、一斉休校という教育の現場に負担をかける方法ではなくて、隣接市町村からそういった状況が発生しても、それは一斉休校すべきではなく、例えば町内において発生した場合でも、町内一斉休校ということじゃなく、しっかりと感染経路が分かって隔離されておれば、一律そういった措置を取るべきではないと。それとうまく共存していくようにという指針も出されておりますので、何とかそのような中で、感染が拡大されないようにしていってもらえればと、私どもも思っているわけですが、そうなった場合にはどういう方法が、今まで3つ、4つ言いましたけれども、どういう方法が五戸町の子供たちの学びを保障するタイプとして一番いいのかということ、今後、各学校の先生、または学校長とも協議しながら、有事の際に備えていきたいと。

また改めて言いますけれども、端末が整備されるのは今年度中であります。一情報によりますと、感染拡大地域を優先されて配布されるのではないかとということであります。早く届くように、こちら事務を進めてまいります。今年度はそういう端末、通信環境の整備ということですので、来年度以降、休校になった場合の考え方として、今、対策を練ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 鈴木議員。

○6番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

このGIGAスクール構想ですけれども、本来はもっともっと違うことを議論していかなければならないのだと私は考えております。各家庭のインターネット環境を整えるというのは、大きな事業の中では本当に小さな議論ではあるんですが、やはりどうしても経済的な理由等で、家庭にそういったインターネット環境を整えない御家庭にも、しっかりとフォロー

一していく、そういう体制で臨んでいただきたいと存じます。

最後に、子供たちの心のケアについてであります。

このことは、各家庭で果たす役割が大変大きいわけですが、教育現場においても抜かりなく行っていただけるようで安心いたしました。私は、このたびのコロナ禍における一連の教育現場の動きを拝見し、それに関わる人々、特に教職員の皆様には心から感謝申し上げたい、そのように思っております。

先ほど柏田議員ですが、医療従事者に対する敬意を示されました。当然私も、医療従事者には感謝と敬意の念を持っておりますが、この休校中にあっても、子供たちの元へ足しげく通い、コミュニケーションを取っていただいたり、飽きの来ない、やりがいのある課題をつくっていただいたり。また、学校再開に当たっても、本当の親以上に子供たちのことを思い、議論を重ねたことは想像に難くありません。粉骨砕身、本当によくやっていると私は感服いたします。

教育のまち五戸を、このことによって具現化しているわけですが、これはひとえに、教育行政の長であります柳町教育長の御指導や御尽力によるものであると私は考えているわけでございます。

まだまだコロナと付き合っていかなければならない教育現場でございます。どうか柳町教育長の豊富な経験を生かしていただいて、求心力を持って子供たちの健全な発育、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（三浦専治郎君） ここで休憩を取り、「一般質問」の残余については午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（三浦専治郎君） 日程第1の「一般質問」を続行いたします。

次に、中川原賢治議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

中川原賢治議員。

〔15番 中川原賢治君 登壇〕

○15番（中川原賢治君） 15番、中川原賢治でございます。

新型コロナ感染症問題では、緊急事態宣言は解除され、県内の感染者も零人と、一応落ち着きを取り戻しておりますが、第2波に備え、3密の継続、行動の抑制など、まだまだ通常の日常生活とは程遠い生活を余儀なくされている状況です。

国内では一歩ずつ経済回復を、自粛・抑制を受けながらも進めているところでございます。当五戸町も、多くの集会、総会などが中止となり、書面決議などで切り抜けています。学校もやっと登校できるようになりました。また、各種イベントも中止を余儀なくされました。五戸春まつり、ビックリ夜店、夏祭りの花火大会、最大のイベント、五戸まつりまで中止となりました。

経済は疲弊し、個人生活も経済的、肉体的、精神的に落ち込んでおりますが、我々五戸町民は、これに打ち勝ち、元気ある、活気ある五戸町に向かって進まなければなりません。

そこで、通告してありました五戸町の活性化施策についてお伺いいたします。

五戸町を明るく、元気ある、活力のある町にする施策は、町が独自に行う事業、各種団体と行う事業、町民と一体となって行う事業など、いろいろあると思いますが、まず最初に、三浦前町長が町中心街の活性化のために計画したまちの駅構想を凍結しておりますが、今後、白紙撤回するのか、それとも再開するのかを伺います。

次に、令和2年5月22日、総務省から発表された令和2年度関係人口創出・拡大事業のモデル事業が決定され、採択団体として五戸町が選定されましたが、この事業内容と、これをどのように活性化につなげるのかをお伺いいたします。

そしてまた、五戸町には、活力ある五戸町づくりのために頑張っている団体は多数あると思います。中でも五戸町観光協会と五戸町商工会の2団体は、五戸町は特にそれぞれの団体を理解し合いながら、協力し合う団体だと思っておりますが、今後の協力体制はどのようにするのかをお伺いいたします。また、いろいろなイベントを行っている各実行委員会との協力体制はどのようにするのかも伺います。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

〔15番 中川原賢治君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） ただいまの中川原賢治議員の五戸町の活性化の施策についてにお答えいたします。

まず1点目の、まちの駅構想を凍結したところであるが、今後、白紙撤回するのか、それとも再開するのかの質問についてお答えいたします。

まちの駅構想につきましては、昨年12月定例議会において、凍結と答弁させていただきました。それと、木村秀政ホールを改修し、子供たちが安心して遊べる空間づくりや、既存の噴水広場を改修し、五戸町の未来を担う子供たちが集い、交流する場所が必要であると答弁させていただいております。私のこの考えは今も変わっておりません。

次に、2点目の令和2年度関係人口創出・拡大事業モデル事業が決定され、採択団体として五戸町が選定されました。この事業内容と、どのように活性化につなげるのかの御質問についてお答えいたします。

総務省では、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である関係人口の創出を図るため、平成30年度から関係人口創出事業を実施しております。五戸町は、令和2年度関係人口創出・拡大事業モデル事業として、全25団体のうちの1つとして採択されました。

五戸町の事業概要は、若い女性目線で町の魅力を発掘し、それを町内外に発信していくプロジェクトを行政・企業・コーディネート機関の3者が共に創る、共創するものであります。町全体として継続的な関係構築に取り組むものであります。

平成30年に採択された島根県のある町の関係人口の創出に取り組んだ事例を御紹介させていただきますと、この町の人口は約1万人で、面積は五戸町の2倍以上であり、島根県で一番面積の広い町であります。この町も人口減少、高齢化が進む典型的な過疎地ではありますが、地域資源である鉄道廃線跡を、鉄道ファンや中山間地域の地域づくりに興味のある人材を広く募り、跡地を利用したレールパーク構想や、跡地のライトアップイベントに継続的に関わる人材を確保し、関係人口を呼び込み、地域づくりに参加してもらう仕組みを構築したものであります。

五戸町の抱える課題に人口減少があります。国勢調査の資料によると、とりわけ15歳から19歳、20歳から24歳までの年齢階級人口の人口移動、特に若年層の女性による移動が多くなっております。この地域課題の解決に向け、行政・企業・コーディネート機関の3者が共創したプロジェクトに共感し、熱意を持って取り組みたい意欲のある外部人材を募集し、継続的な関係人口の構築を目指し、プロジェクト設計から完遂まで、3者が一体となって取り組

んでいくものであります。若い女性が住みたくなる、働きたくなるまちを創るものであります。

また、将来的に、周辺8市町村で構成する八戸圏域連携中枢都市圏や、近隣自治体とも連携した外部人材活用に向けた展開も視野に入れたものとするものであります。

次に、質問の3点目ですが、五戸町観光協会と五戸町商工会は、特にお互いの団体を理解し合いながら、協力し合うべき団体だと思うが、今後の協力体制はどのようにするのか。また、いろいろなイベントを行っている各実行委員会との協力体制はの御質問についてお答えいたします。

町としての今後の協力体制については、五戸町観光協会と五戸町商工会に対しまして、これまで同様に、団体への補助金の拠出やイベント開催時の職員の応援体制を継続していくことと考えております。両団体がどのように協力体制をするかについては、それぞれの団体で相談や協議を行った上で、お互いの協力体制を構築していくことが最善であると思われま。その結果について、町として協力できることであれば対策を講じていきたいと思ひます。

今年度においては、コロナ禍の影響でイベントの中止があり、各実行委員会の活動はなくなりましたが、各実行委員会と町との協力体制は、補助金や人的応援を今後とも継続していく所存でございます。

以上でございます。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 一応、まだ凍結ということの答弁でございましたが、並行して、木村秀政ホールを再生といいますか、今現在もほとんど機械は動かない、あるけれども機能をなしていないのが現状だと私は思っております。本当にもったいない施設ですので、何とかしてもらいたいなと思ひます。

それをやるのに当たって、あそこにN-58という、木村先生が日大のときに行った飛行機が飾ってあるわけですが、あれの説明、いろんな、それこそ木村秀政ホールですから、唯一の名誉町民である木村秀政先生のことを、我々は誇りを持って五戸町民としてたたえ、またそれから、ほかの町から来た人たちにも自信を持って紹介してあげる施設にしなければいけないと思ひます。

多分、今の施設をちゃんと使えるようにと、かなりの予算が、やり方だと思ひますが、かかると思ひうんですね。いろんなシミュレーターの機械とか、あれ高いやつを入れたわけでは

が、ほとんど、1年ぐらい使ったでしょうかね、死んだ状態になっていますので。

その辺、実は前、三浦正名町長のとときにYS委員会というのがありまして、YS-11を木村先生が設計しました。何とか五戸町のシンボルにして持っていきたいという三浦雄一町長の強い熱意で動いた経過がありまして、その中で、N-58というのも木村先生が日大の教授のとときに生徒と一緒に造って、手造りで、韓国まで飛んだという飛行機でありまして、それが埋もれていたのをYS委員会が、みちのく銀行さんからの助成金500万円もらって復元した経過があったり、それなりの1つ1つに、すごく価値のあるものを展示してあるんです。

ですから、あそこをもう一回再生させるのには、そのときの資料とか、それから、携わった人たちにもぜひ声をかけて、立派なものにしていただければなと思いますが、町長はその辺、どうお考えですか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 中川原議員おっしゃるとおりです。その当時携わった方々の御意見を頂戴するのも本当に大切なことだと思います。

本当にあそこの空間は、代官所も含めまして、活用の仕方がいろいろ今後検討されていくものだと思っていましたので。と同時に、みらいパークの活性化といいますか、にぎわいづくりにくっつけて、中央商店街の活性化にもつながるようなことまで含めて、今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） ぜひやってもらいたいと思います。そのためには、財政的なものとかいろいろ関わってきますが、例えば、何かの事業を持ってきてやるつもりなのか、また、決まっているのであれば、何年度にこういうことをやりたいというところまでいつているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 先ほど、鈴木議員の午前中の答弁の中にもありましたけれども、今、プロジェクトチーム、庁内、全庁横断的なプロジェクトチーム、今立ち上がろうとしておりまして、その中の会議の中で、重要案件という位置づけで、今後進めてまいりたいなと思います。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 個人的にもぜひやってもらいたいと思いますので、よろしくお願

いします。

次に、関係人口の件で伺いますが、確かにこれはすばらしい事業だと思いますが、平成30年度から始まっていて、令和元年度もかなりの採択があったわけでありましたが、令和2年度に五戸町が採択を受けたというのは、こちらからの働きかけがあつて为什么呢。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） この事業は今年度、五戸町が初めて採択になったわけですが、その前に過去2年間、この事業ではございませんが、これに中身が似たような事業をまず展開してしまして、五戸町がですね。要は、五戸ファンの獲得とか進めていまして、それに伴って、3年目となる今年度、この事業をぜひ申請しようということで、総務省のほうに相談して、申請して、採択となったわけでございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） この事業で700万円の助成金があり、その中で進めていくわけですが、この事業をやるに当たって、やっぱりプロといいますか、委託してやるように伺っていますが、内容的にはどのような会社に委託してやるのかも、ちょっと伺いします。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 先ほど町長の答弁にあつたように、五戸町の抱える課題がございます。若い女性の人口の、特に20代の女性ですね、その人口がまず流出しているということで、それをまず課題としまして、町、それと町の企業、そして専門のコーディネート業者の3者で共創して、課題に向けてプロジェクトを創出して取り組んでいくわけでございます。

それで、今現在考えているのは、町の企業ということで、食品を製造している会社ですね、そこに相談してしまして、その会社の商品、それを若い女性の目線から見て、新たな商品の開発、または、商品の加工もしているの、新たなレシピの開発、そういうふうなプロジェクトを立ち上げて、新たな商品開発をして、その商品を内外へ情報発信するというふうなことを考えております。

そして、そのコーディネートとなる業者でございますが、岩手県のほうで実績のある会社を想定しております。インターンシップなんかの過去の実績がある会社と連携しようということで、ただいま動いているところでございます。

採択になりましたので、今後、予算、明日採択になるかと思いますが、予算が通れば、業者と委託契約を結んで、事業を展開していきたいと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 今まではいろんなことに、商工会を通じながらだったり、地場産の開発とか、いろんな活性化に向けてのチャレンジとありますが、挑戦しているわけですが、なかなかこれが、効果を表しているというのがないような気がするんですね。

ですから、本当にこの際、これだけいいチャンスが与えられたわけですから、しっかり成果の表れるような事業にしてもらいたいと思います。チャレンジして、努力して、残念ながらそれほどの効果が表れなかったというのは、これは仕方ないことなんですけど、チャレンジしないよりはいいんですが、チャレンジしたら、ぜひ効果の表れるような展開をしてもらいたいと思います。

特に若い女性、人口のというのと、これ難しい、それを私なりに考えると、これはなかなか難しい事業だろうけれども、せつかくのことですから、大きな成果じゃなくても、小さな成果でも、成果が表れるように具体的に、今は聞きませんが、努力してもらいたいし、町民一体となって、これもやっていかなければいけないと思います。ぜひ関係の団体とも手を取り合って進めてもらいたいと思います。

次に、関係団体との関係ですが、確かに今、今年はイベントがほぼ中止され、みんな町民も期待している五戸まつりとか、意気が上がらないような状態ですが、でも、それなりにやっぱり、町民にはいろんなものを発信しながら、町とすれば、飲食店応援チケットとか、いろんな施策をしているわけですが、一般町民にも元気づけるような施策も考えてもらえればなと思うんですが、なかなか難しいんですが。

その中でも、例えば、商工会さんと、プレミアム商品券とかというのは一緒にやっているわけですが、商工会さんはあれだけのスタッフがいて、バックボーンとありますが、裏にちゃんと国からの制度とか、商工会の組織があつて、ちゃんとして動いているわけですから、スタッフもいて、これやりましょうと言うと、一緒に五戸町に協力してもらえる組織であると思うわけです。

商工会と観光協会というのは、私は似て非なるものだと思っています。商工会というのは、あくまでも会員のための組織で、町の活性化につながれば、商工会の会員も恩恵を被るから、町を活性化させましょうというのが根にあると思うんです。観光協会というのは、こ

それは誰のものというより、五戸町町民のための組織であると思います。ですから、当然、五戸町のための活動をしているわけでありまして、例えば商工会みたいに、会員のためとかというのではないわけです。

ですから、観光協会という組織も、私は町のほうでバックアップ体制を協力しないと、なかなか体制が弱い団体ではないかなと思うわけでありまして。特に今、職員は2人だけで、私も会員ではありますが、イベントが忙しいときはあたふた、イベントばかりやっているように見えるときもあるわけです。

その中で、私は観光協会というのは、イベント屋じゃなくて、本来は五戸町の観光資源を発掘したり、それがいい町の経済効果に及ぶとか、今、観光協会の行っている仕事は、本来の観光協会の姿かなと思うときがありますが、その辺、町長はどうお考えですか。

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 今、観光協会のお話でございますけれども、本当ににぎわいをつくる上で、やはり観光協会の立ち位置というのは、すごく重要だと思っていまして、現在コロナ禍の状況では、観光協会はほとんど機能していないような状況ではございますが、コロナが一段落した後は、本当に五戸町の観光をリードしていく団体になってもらいたいなと思っていました。

また今、昨年度から、VISITはちのへという、八戸の観光協会の形も少し形が変わりましたので、広域連携の中での観光、そして、もちろん五戸町独自の観光というのもあると思いますけれども、その辺の広域連携の観光も含めて、今、コロナが終息するまでの間に、どのような今後、観光協会の在り方がいいのかというのは、ゆっくりと議論できればいいのではないかなと思っていました。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 全くそのとおりで、観光協会というのは、今町長が、いろいろイベントが中止されているので、仕事がないような言い方をされたが、本来は、それは観光協会の仕事の一部であって、もっともっと大きい仕事をやるのが観光協会だと思うんですよ。

確かに今の2名だと、もうあれだけで精いっぱいだろうというのは分かるわけでありまして、個人的には人員をもう少し増やしてもらって、もっと本来の観光協会、観光協会というのは物見遊山の観光じゃなくて、本当は資源を発掘したりという、いろんな大きい仕事があるわけです。ですから、そういうようなところまで仕事ができるような団体にしてもらいた

い。それはやっぱり町との協力体制、当然、かなりの町からの助成金をもらいながらやっているわけですが、ですから、友好にお互いに、町の立場、観光協会の立場をお互いに生かして、いい五戸町をつくるように協力体制を取ってもらいたいと思うんですが。

また、観光協会の中には、実際、提携してやっているのも、独自でやっている事業もあるわけですが、その中で各実行委員会があって、夏祭りだったり、それから、春祭りのあれは観光協会が直接ですね。五戸まつりは実行委員会という別組織があって、実際は観光協会が事務局で動いていてというわけですが、その中でも私は、イベントでばたばたという観光協会じゃなくて、今年は特に、ですから、そういうイベントができなくなったから、確かにその分、観光協会の職員は時間が取れるかもしれません。だからこそ、本来の観光協会のやるべき仕事が今年はできると思うんです。

でありますから、その辺は、町もコロナ関係で忙しくて大変なのは分かるんですが、連携を密にしながら、将来の五戸町のための観光、それから地域づくり活性化のために、特に密接に協力してやってもらいたいと思います。

その中で、例えば私、観光協会の職員2人だけで、もう少し増やしてもらいたい旨も言ったんですが、実は町との関係で、事業ごとに大きく4つに分けて町と契約というか、助成金の内容なんかもあると思うんですが、4つに分けてというのはそれで間違いないですか。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 4つの事業というのは……

（「項目に分けて」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） やり取りはしないで。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 各お祭りごとに補助金は出していますが、4つというのは……

○議長（三浦専治郎君） 終わってからにしてください。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 各事業ごとに補助金は出しています。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） あと、大きく言えば、例えば会議事業として、まちあるき事業として、それから連携事業として、観光PR事業としてという大きい項目に分けて出していますよね。

（「休憩したほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 祭りごとに出しているのが実際でございます。補助金として。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） それで私、この資料なんですけど、令和2年度五戸町観光事業費という表なんですけど、これは町で作ったやつじゃないですか。

○議長（三浦専治郎君） 暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 町としまして、観光振興事業費ということで、1本で一千何百万円か、ちょっと今手元にないので分かりませんが、それを支出しております。その支払いについては、年4回に分けて支払いをしています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） その事業費は、人件費と一本になっているんですか。それとも、人件費は人件費で分けているんですか。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 観光協会の運営するための補助金として支出しております。よろしいですか。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 私は個人的には、人件費というのは、最初は町のほうで人件費はしてやって、人件費は人件費、事業費は事業費でというのが本来の姿だと思うんですが、今は一本化で、分けていないということですね。

○議長（三浦専治郎君） 手倉森総合政策課長。

○総合政策課長（手倉森 崇君） 人件費と、そういうのは分けてはならず、そのまま一本で事業費として観光協会に支出しております。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 前は分けていたと思うんですが、私は本来、人件費というのは人件費でちゃんと確保しておいて、事業費は事業費で、その年度によってやる事業が変わるわけですから、その都度、年度によって事業費は事業費、人件費というのは確実にかかる、そんなに上下するものじゃないだろうし、少しずつ上がっていくかもしれませんが、そのようにというのは町はできないもんですかね。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 今、総合政策課長が答弁しておりますけれども、一千数百万円というのは、観光協会の運営に対する補助金であって、その中身については、町のほうとしては観光協会にお任せしておりますので、人件費に回そうが、ほかの消耗品に回そうが、それは観光協会のほうにお願いしているということで、そのほかに、イベントに関しては、それぞれイベントの事業に対して契約していますので、それをお願いしているということになります。

本来であれば、観光協会自体も、本来は自立してやっていかなきゃならないんですけども、まだまだできないということで、町で補助出して、やってもらっている状況であります。そのために、町でもイベント等に関しては、町の職員を派遣して、どんどん一緒になってやってもらっていると、今の状況はそういう状況であります。

今、中川原議員さんが持ってきたその資料については、本来、町のほうでは知らない資料であるということです。観光協会の資料であってということです。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 分かりました。

各種委員会とのことにもなるんですが、実は町のほう、助成金とか人員も出して、一生懸命やっているということですが、私もいろいろ携わっているんですが、ここ何年か、町の協力体制がちょっと弱くなってきているんじゃないかなと感じることがあるわけです。

例えば、前は寄附集めなんかも、役場の職員とボランティアが一緒になってやったりとか、夏祭りの花火大会のときは、一緒に職員に出てもらって、我々も委員でしたので、駐車場係やったり、いろいろやったんですが、役場のほうではもう、そっちはお金やるからやってくれとかと、もっと前よりも、協力体制がちょっと弱まったような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 町のほうが弱くなったとか強くなったとかいう意味じゃなくて、本来はイベントなんかに関しても、実行委員会なんかを組織して、実行委員会も一緒になって、観光協会、実行委員会、町と一緒にやってやるべき姿だと思うんです。町のほうも、確かに職員の定数も減ってきておりますし、そのたびに、昔ほどの人数も派遣できなくなっているような状況であります。そのために事業費も、若干ながら上乘せもしたりしているんですけれども、まだまだです。

やっぱり、これはイベントは、やっぱり人づくりだと思っています。やはり人をつくっていかないと継続していかないと。やはりそこを中心に、今後ともやっぱり検討して、イベントをやる人をつくっていくと、観光協会も役場も一緒になってですね。そういうふうにしてやっていかないと、継続していかないと私は思っておりますので、その辺に今後力を入れながら、やっていければと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 現実にやっぱり、ボランティアでやっているほうからは、いやいや、町はさっぱり協力体制なくなったなという声が聞こえるわけですよ。確かに副町長の言うこともよく分かりますが、やはり町発展のために一番真剣に考えて、自らやるというのは、やっぱり今の職員の人たちも一生懸命やっているとは思いますが、もっともっと普通の町民よりも積極的に参加してもらったりとか、忙しいのは分かるんですが、そういうのが見えてこないの、やっぱりそういう声が聞こえてくるんじゃないかなと思うわけです。

ですから、その辺ももう少し、協力体制というのはそういう意味で、私は伺ったわけでありまして、行政であればできない、それから、民間ではできるというのは確かにあるでしょう。でも、その辺、例えば職員の方も、公務員の方は、それも時間給というものもあるわけですから、職員としてやれなかったら、時間給でも取って、協力してやれみたいな指導というのはできないものではないでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 何回も言わせていただきますけれども、ほかの自治体は民間主導、要するに実行委員会主導でやっているんです。町の職員とか、そういう方々はあんまり手助けしない。好きな方は手助け、ボランティアで手助けしますけれども、仕事で職員に行きなさいという時代じゃないと私は思っています。

やはりそういうふうにしていかないと、いつまでも職員を派遣となると、さっき言ったよ

うに時間外の問題、あと代休の問題、あとは日常の役場の仕事もありますので、なかなか手が回らない。だから、改めて言いますけれども、やっぱりイベントをやる人をつくっていかないと、今後やっていくためにです。やっぱりその辺に重点を入れて今後やっていかないと、金を出したからやれるという問題じゃないと思うし、やっぱり町民の方々が、このイベントをやるために皆さんで集まってやりましょうという、そこを根本的に改善していかないと、なかなか大変だと思います。私たちも、その辺も含めて、今後さらに検討していければと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） そういう人づくりというのは、よく分かるんですが、じゃどうやっていくのか、ちょっと私は分かりませんが、実際ですから、五戸町は観光協会というのは独立してやるわけですが、例えば南部町とか、ほかの町村では、町なかに観光課なり観光協会というのがあるんですが、その事務を町が直接やっているところもあるわけで。

ですから、独立した、観光協会で別なんだからと投げるんじゃなくて、やっぱりそれは、ほかの周りの町村は、観光協会って独自に独立してはいますが、役場の中にあったりというところも多いわけですから、その辺もう少し、どうやればいいのか、協力体制を取ればいいのか、検討してもらいたいと思います。

○議長（三浦専治郎君） 大久保副町長。

○副町長（大久保 均君） 私も職員時代、南部町、旧福地村時代から、イベントなんかを担当してきました。でも、観光協会自体はあります。でも、職員はいません、観光協会に。町で事務を担当しながらです。

観光協会という名前があって、役員がいます。事業費も観光協会には投げますけれども、観光協会自体は実行委員会を組織して、そこに金を流してやると。それに対して、町も手伝いするという形でしております。だから、実態はありまして、会長をはじめ役員の方々がおります。会費も取っております。だけれども、その事務局は町でやっているのが実情であります。

三戸郡でいえば、今、三戸町さんが自立して、組織をして、法人化してやっていますけれども、果たしてそこをやって、観光協会がやっていけるかどうかという問題もありますので、そこも含めて、今後検討していかなくちゃならない問題であると思いますので、これから観光協会、役場、商工会が入るかどうかが分かりませんが、含めて検討していただければと

思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦専治郎君） 中川原議員。

○15番（中川原賢治君） 分かりました。

今は、とにかくまず、観光協会の必要性というのは非常に私は痛感しておりますし、今の体制だとちょっと弱いと非常に思いますし、その辺は、確かに持分をはっきりしてというのは分かります。ですから、町とすれば、どの程度どこまでなのか、どういうふうに行っているかという構築をもう一度見直してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（三浦専治郎君） この際、暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（三浦専治郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（三浦専治郎君） 次に、豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔8番 豊田孝夫君 登壇〕

○8番（豊田孝夫君） 議席番号8番、豊田孝夫でございます。

第4回定例会におきまして、議長の許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

質問に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症被害に遭われた方、お亡くなりになられた方にお悔やみ申し上げますとともに、お見舞い申し上げます。

非常事態宣言は解除になりましたが、いまだ終息に至っておらず、新規感染者も毎日のように発生しております。ちなみに、昨日14日までの発生状況はと申しますと、感染者数878名、これは今現在でございます。累計では1万7,429名、死亡者数925名とのことです。

経済に与える影響も非常に大きく、各地域において、いろいろな対策が行われております。何とか人々が普通の生活に戻れるように願うばかりであります。

先ほども柏田議員、鈴木議員からも、コロナウイルスに関わる方々に感謝の言葉がありました。私も同様でございます。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、先に通告してあるとおり、質問に入らせてい

たきます。

質問は2件あります。

1件目は、農地利用についてであります。

その中でも、今回は、水田における農地の利活用についてと限定してみました。

田植えはほぼ終了の状態になりましたが、目についたのが、圃場に樹木やアシ、ヨシが生えている水田の多さでした。せっかくの農地が耕作されずに放棄状態となるのは、資源の無駄遣いのみならず、見ていて忍びない思いに駆られます。

については、次の点についてお答え願いたいと思います。

1点目は、農地等の利用の最適化を進めるために農業委員会が設置されていますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の実務内容といいますか、業務内容はどのようになっているかであります。また、実地調査、会議等の頻度はどのようになっているかであります。

2点目は、当町の水田の保有面積と現在の耕作面積、実際に作付けされている面積についてであります。

3点目は、樹木等が生えて耕作不能と思われる面積について、どれぐらいあるか。また、そのうち復元可能と思われる面積についてであります。

4点目は、水田において、農道に直接つながらず、隣接する水田を経由しなければならないような耕作不便な箇所はどれぐらいあるかであります。また、その対策について、何か考えてはいないかであります。作業能率を高める上でも非常に重要と考えます。

5点目は、農地中間管理機構を介して農地の貸し借りをしていますが、水田についてのこれまでの実績はどれぐらいあるか。また、2019年度、昨年度の実績についてお伺いいたします。

次に、2件目ですが、コロナ禍における地域防災計画の見直しについてであります。

新型コロナウイルスの影響により、日常生活、経済活動等に大きな変化を強いられていますが、このようなときに自然災害が起こらないとも限りません。避難行動を余儀なくされる場合が出ないとも限りません。

については、次の点についてお答え願いたいと思います。

1点目ですが、当町の地域防災計画が平成30年3月に修正されていますが、疫病に対する記述が見当たりません。今回のコロナウイルスのような疫病に対応できるように、追加修正を考えてはいないかであります。

2点目ですが、避難所、避難場所の看板・標識が、主要な施設に設置はされていますが、

設置場所について定めはないかどうかであります。中には、表から見えない屋内に表示・掲示している施設もあります。標識や掲示板は、人々が見やすい、認識しやすいところに設置すべきと考えます。

3点目は、当町のハザードマップを製作中の模様でございますが、全家庭に配布できる時期についてであります。これからは台風シーズンになりますので、安全・安心のためにも早めの配布を望みます。

以上2件、8項目になりますが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

〔8番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、ちょっと答弁が前後するかもしれませんが、1項目の水田における農地の利活用についての4点目、5点目の質問からお答えさせていただきます。

まず、4点目の水田において農道に直接つながらず、隣接する他人の水田を経由しなければならないような耕作不便な箇所はどれくらいあるか。また、その対策はについてであります。圃場整備地区ではそのような箇所はありませんが、中山間部の水田では、耕作不便な土地があるかとは思われます。中山間部の耕作不便な箇所については、町では把握していない状況であります。

また、その対策については、個々の事情もあると思いますので、相談がありましたら個別に対応しております。今まで水田についての相談はありませんが、畑地については1件の相談があり、対応しております。

次に、5点目の農地中間管理機構を介して農地の貸し借りをを行っているが、水田についての実績はこれまでにどれくらいあるか。また、2019年度の実績はについてであります。2019年度までの水田の貸借の実績は、出し手が321件、受け手が65件で、約199ヘクタールとなっております。そのうち、2019年度の水田の実績は、出し手が27件、受け手が12件で、約26ヘクタールとなっております。

次に、2項目のコロナ禍における地域防災計画の見直しについての1点目、疫病に対応できるよう、地域防災計画の追加修正の考えはないかについてお答えいたします。

日本国内では1月15日に、青森県内では3月23日に、新型コロナウイルス感染症患者の1例目が確認されて以降、これまで町での新型コロナウイルス感染症に関する一連の対応につ

きましては、4月7日に国から新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発出された際には、9日に同特別措置法及び五戸町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長とする五戸町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関係機関で情報の共有等を図りました。また、機会を見ては庁内課長級による会議を開催し、五戸町新型インフルエンザ等対策行動計画による蔓延防止に関する措置、町民の生活や地域経済の安定の確保に関する事項などについて対応しております。

今後の第2波の発生や、その拡大に対しても、新たに五戸町地域防災計画へ対応内容を盛り込むのではなく、これまでと同様に、町行動計画に基づいて対応してまいりたいと思います。

2点目の避難所、避難場所の看板の表示場所についての定めはないのかであります。指定緊急避難場所及び指定避難所の標識については、避難所等の場所を町民の皆様が常日頃から理解していただくとともに、いざという場合に速やかに避難していただくために設置しているものであります。

現在設置している避難所等の標識については、表示場所に特に定めはありませんが、五戸町地域防災計画に基づき、日本工業規格で定められた図、記号、表示方法により行っております。また、内閣府及び消防庁の通知により、その表示が目立つように設置すること、よく見え、判断できるように配慮することなどの留意点を踏まえておりますが、定期的に設置看板の点検を行うなど、速やかな避難が可能な環境を構築してまいります。

3点目のハザードマップを全家庭に配布できる時期はいつになるのかであります。町では、町内で発生が予想される洪水災害や土砂災害などの危険箇所のほか、町が指定する避難所等の情報を示した防災マップを、国の社会資本整備総合交付金を活用して、B4判フルカラー、約40ページの内容で7,200部作成するところであり、6月末までに契約を行い、12月末までに町内毎戸と関係機関への配布ができるよう作業を進めております。

その内容は、災害危険箇所のほかにも、非常時の持ち出し品や家庭での火災対策、地震対策などについて、大きな文字や分かりやすい図表を用いての説明や、日頃からの防災意識の向上にも寄与するような内容を想定しており、速やかに作成・配布し、家庭や地域で災害に備えていただくとともに、さらなる防災意識の向上が図られるように活用してまいります。

私からは以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 岩井農業委員会会長。

○農業委員会会長（岩井壽美雄君） 豊田議員の質問にお答えいたします。

1項目めの1点目、農地等の利用の最適化を進めるために農業委員会が設置されているが、農業委員と農地利用最適化推進委員の実務内容はどのようになっているか。また、実地調査、会議等の頻度はどのようになっているかについてお答えいたします。

平成28年4月に、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用の最適化の推進であることが明確化され、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員が新設されました。これにより、今までの農業委員の業務を役割分担し、農業委員は総会等において、農地法に基づく許可等に関する意思決定を行い、農地利用最適化推進委員は担当区域において、現場活動を行うことが主な実務内容となっております。

また、実地調査、会議の頻度についてであります。農業委員は実地調査は月1回、会議も月1回の頻度で行っております。農地利用最適化推進委員は農業委員と連携し、農地パトロールを年1回、研修会等を年6回程度行っております。これにより、農業委員会の体制強化がされております。

2点目でございます。

当町の水田の保有面積と実際の耕作面積はについてでございますが、当町の水田面積は2,219ヘクタール、耕作面積は1,740ヘクタールとなっております。

3点目の樹木等が生えて耕作不能地と思われる面積は、また、そのうち復元可能と思われる面積はについてでございますが、耕作不能地と思われる面積については、長年の転作で、自己保全管理などもあることから、数字的に表すことは非常に厳しいと思われませんが、当町の水田面積の約2割程度であると思われま。

そのうち、復元可能と思われる面積についてですが、水田は自己管理ですので、復元するとなると経費も発生することから、復元は難しいのではないかと考えられます。耕作不能地を復元するためには、土地改良区などと連携し、事業を活用した手法もあると考えております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

まず初めに、水田の利活用についてから再質問をさせていただきます。

今現在、農業委員会、たしか今年、改選時期になっているかと思えますけれども、今現在は農業委員の方々が何名で、最適化推進委員の方々は何名でありますか。その中において、

農地利用最適化推進委員の選出と申しますか、そういった基準はどのようになっておりましたでしょうか。ちょっとお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小保内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、農業委員は18名となっております。それに伴いまして、最適化推進委員は16名となっております。

推進委員の選考基準と申しますか、そちらにつきましては、農業委員と同じですけれども、4地区の地区を定めまして、それぞれ人数が決められております。その4地区と申しますのは、大字切谷内字上市川地区、川内地区です。そちらが6名、そのほかに、豊間内・扇田・浅水地区が4名、そのほか、倉石石沢・中市・又重地区が4名で、その他地区が2名となっております。計16名の選考となっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

人数については分かりましたが、ちょっとだけ疑問があるんですけども、農業委員が18名で、農地利用最適化推進委員が16名ですね。ということは、農業委員に対して、普通1人ぐらいつ最適化推進委員がつくかとは思いますが、2名の方については最適化推進委員がつかないというふうなことで理解してよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 岩井農業委員会会長。

○農業委員会会長（岩井壽美雄君） ただいまの質問について、農業委員の場合には、五戸町全地域、4地区に分けておりません、全地域で定数19と。現在は1欠なので、18名ということで在籍しております。推進委員については地区を指定しておりますので、それが定数となります。農業委員は五戸町全域で定数でございます。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

それで、会議は月1回と。これ、委員の方々は、必ず月1回は現地調査とか行っておりますでしょうか。そしてまた、それに基づいて会議を開いているかと思っておりますけれども、その会議内容についての閲覧なども見ることができるものかどうか、そこのところをちょっとお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小保内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

月1回の調査会なんですけれども、こちらは、その月の委員、要は当番制にしております。その方が2名、あと会長1名、そのほか、事務局から3名同行いたしまして、現地調査を月1回行っております。

また、総会の閲覧ということでございますけれども、総会を毎月行って、議事録を作成しておりますが、その議事録は毎月ホームページのほうに、その結果を公表しております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

私もホームページに載っているというのはちょっと気がつかなかったので、大変失礼いたしました。とにかく毎月1回、実地調査等やって、会議を開いているというふうなことでございますので、順調に推移しているかなと思っております。

もし差し支えなければ、その中でどんなことが話し合われたか。例えば農地等の貸し借りとか、それから地目変更とか、そういったところも話し合われているものかどうか、そのところをちょっとお願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 小保内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えします。

内容につきましては、農地の貸し借り及び売買とか、所有権が変わったものについての協議、また、農地転用と、農地をまた別の農地の地目に変えて、引き続きやっていくというような、農地を保全していくような形の話合い、そういった部分を協議しております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

項目1番については、これぐらいで十分かなと思います。ありがとうございます。

次に、水田関係なんですけれども、保有面積が2,219ヘクタールで、現在の耕作面積が1,740ヘクタールあるというふうなことでございます。まず、私ども農家の立場でもありますので、何とか水田だけぐらいは、米が主食でございますので、何とか生産活動を行っていただければ一番いいのかなと思いますので、何とかして水田だけの耕作面積は、これからはずっと、また維持していかなければならないかなというふうな気がしております。

耕作面積については特に、データが出ているので問題はないですけれども、3番目で質問しました樹木等の発生面積ですね。これらが生えてきますと、どうしてもそこにロータリーかけて、耕して田植えするといったことが非常に難しくなってきます。復元不可能な面積も大分あるようでございますので、またこれからも、復元はちょっと厳しいなというふうなところもかなり見受けられはしますけれども、山間地にある水田については、周りで田んぼを耕していないから全く問題ないんですけれども、水田地帯の多いところ、特に中市地区とか川内地区もそうなんです、その中において、周りが耕しているけれども、その中にぽつんとアシ、ヨシが生えている、樹木が生えているというふうな田んぼが見られるわけなんですよ。

そうした方々に、所有者に対する働きかけといいますか、何とかしてもらえませんかという、そういった指導といいますか、そういったことは、今現在もやられているかと思うんですが、その辺のところはいかがでございましょうか。

○議長（三浦専治郎君） 小保内農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

土地の所有者ですけれども、所有者に対しては電話連絡、あるいは直接訪問して、意思の確認をしております。

まず、意思確認において、農家の高齢化とか後継者不足、そういった理由であれば、農地中間管理機構を活用した農地の貸借を推進しております。また、農地を個人で管理していかなければなりませんので、耕作不能地を復元するにも、経費が先ほどから申していますとおり、経費もかかることですので、取りあえずは農業委員会のほうに御相談いただければ、個々に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。持ち主に対する、何とか連絡とか指導は、ぜひこれからも継続してやっていただきたいなと思っております。

そういったことなんですけれども、ちょっと田んぼを復元したいなというふうな希望の方に対する補助制度とかというのは、これはございましたでしょうか。お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

補助事業、農地中間管理機構、今やっているのは下平谷地地区になるんですけれども、管

理機構関連農地整理事業というのがありまして、これが一番、面積要件が少ない、中山間等地域における、おおむね5ヘクタールという面積要件があります。ただしこれは、全地区を農地中間管理機構に一旦貸し出しして、それを担い手が集積するという形の事業になっております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

5ヘクタール以上、かかる経費については、補助制度とか、何割までの補助とか、そういったのはございませんでしょうか。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） 補助率ですけれども、国のほうが62.5%、県が27.5%、地元で10%という数字が出ております。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

町の持分がかなり少ない、負担が少ないというふうなことで、もしかすれば、5ヘクタール以上であれば、近隣の方々に話しかければ、何とか取りかかってもらえるようなところもあるんじゃないかなという気はします。何とかその辺のところ、これから農業関係者の方々に周知していただけますようお願い申し上げたいと思います。よろしくお祈いします。樹木等、本当にアシ、ヨシは大変ですね。良し悪しに関わりますので大変です。

それから、次、4番目の耕作不便な水田、先ほど、中山間部にはあるかなと思われるというふうなことで、町長からの答弁いただきました。あとはまた、個々の相談にも応じていますよというふうなことなんですけれども、実際にあるんですね。よその方の田んぼを経由しなければ、そこの自分のところに行けないとか、そういうところが結構見当たるようでございます。

私の友人も水田を耕しているんですが、その方も今年借りたところが、たまたま借りたけれども、面積は十分あるんだけど、そこに行くために、苗を運ぶのも一輪車で、人様の、いわゆるあぜ道、畦畔、それらを経由しなければいけないので、非常に効率が悪いと。これから稲刈りのシーズンが始まったときに、大型機械が入るのも、近隣の方々が稲刈り終わった後からでないと入れないんじゃないとか、そういった御心配はされているんですね。

やっぱり、農道から直接つながるような圃場であれば、これは誰でも使いたいな、借りたいな、やってみたいなというふうな思いがするんですよ。これからどんどん、いわゆる農業の担い手の方々が少なくなりますので、そういった場所はどんどん切り捨てられていって、放棄地になってしまうのじゃないかなというふうな危惧を抱いているわけなんですよ。

ですから、何とか町でできるのであれば、そういった場所を洗い出して、ここをこういうふうにして、町10%の補助だから何とかやってもらえんかというふうな話をしてもらえれば、私らも助かります。

実際に来ています、私のほうにも。ここなんだけれども、やってもらえねえべかと。見れば、道路が狭い、人様のところを通らなければいけない、ちょっと大変なんですよ。そういうところは、実際には借りることができません。非常に効率が悪くなりますのでね。そういうことになります。

ですから、できるだけ、畑もそうなんです、田んぼは特にそういう場所、直接農道からつないでいけるような圃場整備をこれから調査しながら、これを進めてもらえればありがたいなと思いますので、そここのところはぜひ、農業委員の方々にもぜひお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、5番目なんです、農地中間管理機構の実績についてですね。

結構、五戸町は、ほかの町村に比べれば、非常に中間管理機構を通じた割合が高いんですよ。たしか県内でも上部のほうに位置しているかなと思っています。890ヘクタールぐらいあるのかな、何かそういった感じで実績があったようでございますから、非常にいいなと思っています。

これからも引き続き、そういった形でもらっていただければいいんですが、1つ気にかかったところがあったので、農林課または農業委員会の方々にちょっと質問しておきますが、中間管理機構を通じて借りたまではいいけれども、借りたほうで田んぼとかの管理をちょっとぞんざいにやっていて、水を完全に遮断するとか、それから、いわゆる我田引水ですね、自分のところだけ入れて、ほかの方にはやらないというふうなところもあるし、それから、稲刈りのシーズンになれば、道路を占有して、ほかの方々が通れないようになっていて、それで作業をやっているというふうな話も聞いて、何とかならんものかと、私のほうにも様々な相談が来るんですけども、そういったときに、ぜひ借手の方々に対して、農業委員会、これ農林課でやっているのかな、どういった注意点を話ししているのか、ちょっとそこら辺のところをお聞かせ願えればと思います。お願いします。

○議長（三浦専治郎君） 中村農林課長。

○農林課長（中村弘幸君） ただいまの御質問にお答えします。

借手のほうの状況ですけれども、詳しいところまでは確認しておりませんが、ただ、話の上では、私のほうでも、田んぼのほうに草刈りしないで除草剤まいているとかというお話は聞いていますので、その際には、まず、そのようなあれがあるよということは一応、借手のほうにはお話は、指導はしたいと思っています。

以上です。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

ぜひ、近隣同士のいさかいを防ぐためにも、そういった新たに借りる方があれば、こういったところに注意してくださいよというふうな指導は、ぜひお願いしたいなと思っています。そのほうが、これからも五戸町の、いわゆる水田を管理する上でも非常に大事になりますので、ひとつよろしく願いいたします。

1件目については以上となります。ありがとうございました。

次に、2件目になりますが、いわゆる地域防災計画に、今回のようなコロナ禍の影響がうたわれていないので、修正したらどうですかというふうな、記述を加えてもいいんですよね、それでもどうですかというふうなことなんですけれども、五戸町では様々な、いわゆる関係省庁からの指導・対策等が出されているので、そちらで対応しているから問題はないですよというふうなお答えをいただきました。

確かにそのとおりかなと思います。それでいいのかなとも思いますけれども。ただ、地域防災計画については、五戸町全体のことなんですよね。多分、コロナウイルスばかりじゃなくて、これからも新手の、いろんな疫病が発生する可能性もあるかと思うんですよ。ですから、例えば地域防災計画の中に、疫病が発生した場合は、これこれしかじかの関係省庁からの指導等で動きますよと、そういったところを1項目でも設けておけば、特に問題ないかなと思います。

また、今の避難所についても、コロナ関係のものが出されておりますので、多分皆さん見ているかなと思いますが、これは内閣府で出しているやつなんですけれども、それらが出ているので、いわゆるコロナ禍の中で、避難所の開設はどのようにすればいいか、運営はどのようにすればいいかというふうな指針が出されているんですよね。

今現在、1人のスペースが、五戸町は、たしか2平方メートルで避難所に入れる収容人員

を計算していますけれども、できれば3メートル、3メートルというふうなことで新たに、いわゆる間隔を広く取るとか、それから間仕切りをするとか、そういったのが必要ですよというふうなことがついています。

なので、もし疫病が、新型コロナウイルスに限らず、これから疫病が発生した場合に、どのように対応するかというふうなことです。五戸町独自でやっていけば、関係省庁の指導を仰ぐ前でも行動することができるかと思うんですよ。そのところについては、いかがでございませうか。これは総務課長でもいいし、町長でもよろしゅうございませう。どちらでも、お願いいたします。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

今回のコロナ関係の法律の流れを少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

令和2年3月13日、官報で新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が出されております。この内容につきましては、少し細かいところはあるんですが、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令の規定を適用すると。国のほうで出された法律がこのようになっておりまして、この法律に基づいて、五戸町でも五戸町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して、対策に当たったものでございませう。

御質問にありましたとおり、今後何かの疫病が発生した場合には、このような措置を取って対応することとなるかと思っております。

以上でございませう。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） 分かりました。

特別に、いわゆる地域防災計画の中に盛りなくても、そういった対策はすぐに取りれるようになっていませうよというふうなことですよ。そのように理解いたします。ぜひ迅速な対応をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、次に、避難所、避難場所の標識等についての質問になりますので。

設置基準については、見やすいところとかというふうな話があったんですけども、実はこの間、ちょっと気にかかっていたので、各支所を回ってみました。そうしたら、確かに掲示はされているけれども、それがちょっと分からない場所とか、見づらい場所とかに結構あったんですよ。

浅田支所の場合は、避難場所については、駐車場のフェンスに貼りつけていますね。それから、避難所ですよというのが、玄関ロビーの壁、奥のほうの上部に貼りつけてありました。それから、川内支所、これは避難場所のやつが看板が、掲示板が、駐車場のフェンスで川中沿いの道路に面した場所、場所的にはいいんですよ、これすごく、外から通行人が見えますから、通行車両からも見えていいなと思うんですが、あそこに樹木、植木があるんですよ。ちょうどその間で、はっきり言えば見づらい。確かに緊急指定避難場所のマークがあって、やっていますけれども。

それから、ここも川内支所も、玄関のロビー入って奥でないと、指定避難所ですよというふうな掲示はされてあったんです。ところが、後でちょっとお話ししますが、それから、倉石支所については避難場所の表示がないんですね。避難所の掲示板はあったんですが、玄関入り口の右側の下の隅。よく販売店で物並べるときに、どこに買いやすい物、売りたい物を置くかという、中央から左側の真ん中ら辺なんだそうです。右寄りとか左下とか右隅というのは、ほとんど目がいかないと。一番見づらい場所に倉石の場合はありました。非常に残念です。

それともう一つ、マークが全部これなんですよ。わかりますか。これです、これ。これは避難場所のマークなんです。ピクトグラムなんです。防災標識ガイドでJ I Sで規格されています。色はそのとおりです。これわかりますよね、これが避難所のマークなんです。

残念ながら、当町は全てこれ一本です、避難場所。避難場所と避難所、別なんです。考え方も別なんです。避難場所は、一時的に災害が起こったときに、多くの方々が集まる場所なんです。避難所は、そこで生活する場なんです。自分たちが職場に行く、学校に行く、避難所はそういう性格を持っているんです。

だから、せめて、こういった引用の間違ひだけは即座に正していただきたい、直していただきたい。よそからもお客さんが見えます。観光客の方々も見えます。避難所、避難場所は観光客の方々も来ます、何かあれば。

ですから、道路に面した一番見やすい場所、人々が認識しやすい場所に掲げておくのが一番いいことなんです。これをもう一回、支所でもいいし、各、中央公民館もそうですけれども、掲示はされているけれども、やはり適正なものを掲示していただければ大変ありがたいなと思います。日本標識工業会でJ I S……

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員、質問は簡潔にお願いします。

○8番（豊田孝夫君） 分かりました。

そういったことをございますので、早め早めの設置をやっていただきたいと思ひますし、各学校にもそのとおり、各学校の指定避難場所に指定されているところにも、そういった看板の標識等は必要かと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これについては以上でございますので、ぜひ見直しを図っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ハザードマップの配布時期というふうなことをございまして、今回は町指定で、B4判のフルカラーで7,000部作るというふうなことなんですが、以前出されたような、新聞紙大のような大きな掲示できるようなハザードマップについては、いかがなものでしょうか、全部冊子型になりますでしょうか。そののところ、ちょっと様式についてお願ひいたします。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 御質問にお答えします。

現在予定しておりますハザードマップは、こういうふうな代物になります。これは見本として、三戸町さんのハザードマップですけれども、B4判で見開きで、これで40ページ、フルカラーを予定しております。

以上でございます。

○議長（三浦専治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

大変御立派なものができるような気がします。でも、もう一つ、希望的に言えば、閲覧ができるでかい、毎年出しているのありましたよね、十数年前に出したのかな、町で。あれのほうが見やすいんですよ。

もう一つは、そういったものを、いわゆる公民館とか、自治会とか、そういったところに掲示しておけるものも1つ、併せて作ってもらえれば、大変ありがたいかなとは思っておりますけれども、そっちのほうの計画というのは、これはいかがなものでしょうか。ちょっとこれ、予算またかなりかかるので、何とも言えないんですが、そこをちょっと、許せばお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（三浦専治郎君） 石田総務課長。

○総務課長（石田博信君） 質問にお答えします。

今回は国の交付金を使った事業でしたので、ちょっと予算のほうに限りがありましたけれども、ただいま豊田議員御指摘のとおり、次回そういうふうな機会がありましたら検討してみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（三浦專治郎君） 豊田議員。

○8番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

ぜひ一覽で、ぱっと見られるようなのが、私らとしては見やすいような気がします。前に県で、防災ハンドブックでしたか、黄色いやつ、多分皆さん持っているかと思いますが、中身まで読んでいる方というのはあまりいないですね。ですから、冊子型というのは、なかなか読む機会がないので。特に意識しなくてもぱっと見られるというふうなのを、一覽で分かるのがあれば、一番いいのじゃないかなと思っております。そういったことでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。今日は本当に御丁寧な御答弁ありがとうございます。大変眠くなる時間でもございました。あまりぼーっとしていると、チョコちゃんに叱られますので、この辺で終わらせていただきます。大変どうもありがとうございました。終わります。

○議長（三浦專治郎君） これをもって「一般質問」を終結いたします。

○議長（三浦專治郎君） 日程第2「陳情第2号及び陳情第3号」の2件を一括して議題といたします。

民生常任委員長から委員会における審査の経過と結果についての報告を求めます。

民生常任委員長、鈴木隆也議員。

〔民生常任委員長 鈴木隆也君 登壇〕

○民生常任委員長（鈴木隆也君） 民生常任委員会委員長の鈴木でございます。

民生常任委員会が令和2年6月11日付で付託を受けました「陳情第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」及び「陳情第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「陳情第2号及び陳情第3号」の審査の経過については、特別に申し上げることもなく、その結果については、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおりでありまして、採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきものと決定いたしました「陳情第2号及び陳情第3号」につきましては、陳情の趣旨により、議会案をもって意見書を厚生労働大臣に提出することに意見が一致いたしました。

以上、御報告申し上げます。

〔民生常任委員長 鈴木隆也君 降壇〕

〔陳情審査報告書 巻末掲載〕

○議長（三浦專治郎君） これより、ただいまの民生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 討論なしと認めます。

これより「陳情第2号及び陳情第3号」を一括して採決いたします。

「陳情第2号及び陳情第3号」に対する委員長の報告は、それぞれ採択であります。

お諮りいたします。

「陳情第2号及び陳情第3号」は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦專治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「陳情第2号及び陳情第3号」は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（三浦專治郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

明16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時48分 散会

議 事 日 程 第 3 号

令和2年6月16日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 2 議案第59号 教育委員会教育長の任命について
(町長提出)
- 第 3 議案第60号から議案第78号まで 五戸町農業委員会委員の任命について
(町長提出)
- 第 4 議会案第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
(松山泰治議員外5名提出)
- 第 5 議会案第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
(松山泰治議員外5名提出)
-

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第2号から報告第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 日程第 2 議案第59号 教育委員会教育長の任命について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第60号から議案第78号まで 五戸町農業委員会委員の任命について
(町長提出)
- 日程第 4 議会案第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
(松山泰治議員外5名提出)
- 日程第 5 議会案第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案
(松山泰治議員外5名提出)

○ 出席議員 15名

議長	三浦 專治郎 君	副議長	沢田 良一 君
3番	和田 智也 君	4番	柏田 匡智 君
5番	川崎 七洋 君	6番	鈴木 隆也 君
7番	大久保 和夫 君	8番	豊田 孝夫 君
10番	大沢 義之 君	11番	尾形 裕之 君
12番	松山 泰治 君	13番	川村 浩昭 君
14番	古田 陸夫 君	15番	中川原 賢治 君
16番	三浦 俊哉 君		

○ 欠席議員 なし

○ 事務局出席職員氏名

事務局 長 舛沢 実 君 主 査 川内 剛 士 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若宮 佳一 君	副町長	大久保 均 君
総務課長	石田 博信 君	総合政策課長	手倉森 崇 君
総合政策課長 政策調整室	小村 隆幸 君	財政課長	川村 豊 君
税務課長	赤坂 恵一 君	福祉課長	高嶋 伸治 君
健康増進課長	赤坂 真弓 君	住民課長	竹洞 晴生 君
農林課長	中村 弘幸 君	建設課長	高谷 忠憲 君
会計管理者	今川 淳子 君	総合病院事務局長	松坂 力 君
教育委員会			
教育長	柳町 靖彦 君	教育課長	志村 要 君
農業委員会			

会 長 岩 井 壽美雄 君 事 務 局 長 小保内 一 典 君
代表 監 査 委 員 前 田 一 馬 君

午前10時 開議

○議長（三浦専治郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（9） 卷末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 日程第1「報告第2号から第6号まで及び議案第49号から議案第58号まで」の15件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第49号から議案第58号まで」の10件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第49号から議案第58号まで」の10件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第49号から議案第58号まで」の10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第49号及び議案第50号」の2件は承認することに、「議案第52号」は認定すること
に、「議案第51号及び議案第53号から議案第58号まで」の7件は原案のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第49号及び議案第50号」の2件は承認することに、「議案第52号」は認定することに、「議案第51号及び議案第53号から議案第58号まで」の7件は原案のとおり可決することに、それぞれ決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第2「議案第59号 教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「議案第59号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第59号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 討論なしと認めます。

これより「議案第59号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第59号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第59号」はこれに同意することに決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 日程第3「議案第60号から議案第78号まで 農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案については提案理由の説明を省略することに決定しました。

「議案第60号」を議題といたしますが、地方自治法第117条の規定により、岩井壽美雄農業委員会会長の退場を求めます。

〔農業委員会会長 岩井壽美雄君 退場〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第60号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第60号」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第60号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第60号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第60号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第61号から議案第78号まで」の18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「議案第61号から議案第78号まで」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第61号から議案第78号まで」は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議案第61号から議案第78号まで」の18件を区分して採決いたします。

「議案第61号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第61号」は原案のとおり同意すること決定しました。

次に、「議案第62号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第62号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第63号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第64号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第65号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第66号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第67号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第67号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第68号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第68号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第69号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第69号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第70号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第70号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第71号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第71号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第72号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第72号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第73号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第73号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第74号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第74号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第75号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第76号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第77号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第77号」は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、「議案第78号」は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議案第78号」は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(三浦專治郎君) 日程第4「議案第1号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案」及び日程第5「議案第2号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書案」を一括して議題といたします。

最初に、「議案第1号」について、提出者を代表して松山泰治議員から提案理由の説明を求めます。

松山泰治議員。

[12番 松山泰治君 登壇]

○12番(松山泰治君) ただいま議題となりました「議案第1号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

案文を朗読いたします。

看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は約200万人と試算しました。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。日本医療労働組合連合会が実施した「2017年看護職員の労働実態調査」(全国の看護職員約3万3千人の集計)では、慢性疲労が約7割、健康不安の訴えも約7割で、妊娠者の約5割が夜勤免除されておらず、3人に1人が切迫流産で、流産も1割に達するなど、人手不足の中で過酷な勤務実態が浮き彫りとなりました。

このような勤務環境で働く看護師は、仕事を辞めたいと感じながら働いている割合が74.9%にも達し、辞めたい理由の第1位は「人手不足で仕事がきつい」47.7%、次いで「賃金が安い」36.6%という結果となっています。「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

全産業平均よりも低い看護師の賃金水準の原因のひとつには、同じ国家資格でありながら働く地域によって初任給の月額が約9万円にもなる地域間格差の実態があります。本来、公定価格である診療報酬で看護師の労働に関する評価が公正にされるべきですが、地域間格差が大きすぎて看護師の賃金水準が引き上がらず、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしています。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

このような観点から、看護師の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について要望いたします。

1 看護師の賃金の底上げをはかり、安全・安心の医療・看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月16日

青森県五戸町議会

以上、提出議案について御説明申し上げましたが、御審議の上、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔12番 松山泰治君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） 次に、「議会案第2号」について、提出者を代表して中川原賢治議員から提案理由の説明を求めます。

中川原賢治議員。

〔15番 中川原賢治君 登壇〕

○15番（中川原賢治君） ただいま議題となりました「議会案第2号」について、提案理由の説明を行います。

説明は、お手元に配付されております意見書の案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

案文を朗読いたします。

介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。全国労働組合総連合が2018年10月1日から2019年1月31日にかけて実施した「介護労働実態調査」では、介護施設の労働者の賃金が全産業労働者の賃金より約8万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は53.7%にも達し、辞めたい理由は「仕事がつらい・忙しすぎる・体力が続かない」が55.9%とトップで、続いて「賃金が安い」が39.9%となっています。また、非正規雇用が多数を占める訪問介護労働者に対する調査では、働き続けられる介護職場にするために必要なこととして62.0%が「賃上げ」と回答しています。このように、「低賃金・過重労働」の実態は依然として改善されておらず、このことが人員不足を深刻化させ、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。

このような観点から、介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、以下の事項について要望いたします。

1 介護従事者の賃金の底上げをはかり、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（「特定最低賃金」）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月16日

青森県五戸町議会

以上、提出議案について御説明申し上げましたが、御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔15番 中川原賢治君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議会議案第1号及び議会議案第2号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議会議案第1号及び議会議案第2号」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議会議案第1号及び議会議案第2号」を一括して採決いたします。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) どうぞ。

○11番(尾形裕之君) 今、議会議案、付託を省略すると議長はおっしゃいましたけれども、これは民生常任委員会から上がってきたんですよ。昨日採択して、それで議運にいったわけじゃないですか。どこに付託を省略するという話があるんですか。読んでいる話じゃないんですよ。民生常任委員長、そうじゃないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○11番(尾形裕之君) 訂正してください。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦專治郎君) 休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時30分 再開

○議長(三浦專治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの委員会付託は取消しいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「もう一回読んでください」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 先ほどの委員会付託は取消しをいたします。

(「付託じゃなくて、きちんと、省略じゃなくて最初から読んでください、付託を外して」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) じゃ、これより質疑に入りますからでいいですか。

(「いいえ、その前です」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) その前。

じゃ、再開します。

ただいま議題となっております「議会案第1号及び議会案第2号」については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますから……

(発言する者あり)

○議長(三浦専治郎君) からですよ。から、よって、「議会案第1号及び議会案第2号」については、委員会の付託を省略することに決定しましたを取り消します。

○11番(尾形裕之君) これ取り消す話じゃなくて、原稿読んで話じゃないの。何条までいって、何条も外して、きちんと表現してください。その案について質問があって、討論があって、決定するはずなんですよ、採択するんですよ。省略しますと、そんないい加減な話ないんだってば、その上で。

○議長(三浦専治郎君) この文章が間違っていたから……

○11番(尾形裕之君) 文章が間違っていた話じゃないの。議会で提案した、町長から提案のものはきちんとした格好でないと駄目なの。省略しますって話じゃないんだってば。それ間違っていました、そういう話じゃないの。きちんとした文書で上げてください。

○議長(三浦専治郎君) じゃ、もう一回暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○議長(三浦専治郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

○11番(尾形裕之君) おかしいでしょう。さっき、何を直しに行ったの。

質疑に入ります前に、省略しますという、外して読んでくださいと。地方自治法の話も出てこないばならないし、省略外すだけでできる話だったら。

○議長(三浦専治郎君) 暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 再開

○議長(三浦専治郎君) じゃ、よろしいですか。

先ほどの、ただいま議題となっております「議会案第1号及び議会案第2号」については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますを取り消して、議運で協議した結果、改めて審議に入らせていただきます。

それでは、会議を再開いたします。

これより質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 討論なしと認めます。

これより「議会案第1号及び議会案第2号」を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第1号及び議会案第2号」を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三浦専治郎君) 異議なしと認めます。

よって、「議会案第1号及び議会案第2号」は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました「議会案第1号及び議会案第2号」の意見書の提出については、私に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

○議長（三浦専治郎君） 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中及び審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査にすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三浦専治郎君） 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに決定しました。

〔閉会中継続調査申出書 巻末掲載〕

〔継続審査申出書 巻末掲載〕

○議長（三浦専治郎君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長から御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第4回6月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和2年度五戸町一般会計補正予算をはじめとする議案につきましては、慎重に御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、ありがとうございました。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、日々刻々と状況は変化をしております。首都圏では、ここ二、三日、また50人前後の感染者が増えている報告がされています。五戸町へウイルスを持ち込まないためには、首都圏からの移動や帰省は慎重に判断していただきたいと思いま

す。五戸町の未来を守るため、子供たちの命を守るため、感染拡大防止のための新しい生活様式を確立させながら、できる限りの地元経済活動の好循環を目指し、今後も次の準備、次の準備という意識を心がけ、誠心誠意努力してまいります。

先の見えない長い闘いです。私たちの郷土の明るい未来のために、何とか踏ん張りましょう。議員皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、お礼の挨拶といたします。

本定例会、大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（三浦専治郎君） これにて五戸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午前11時03分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 三 浦 專 治 郎

会議録署名議員 松 山 泰 治

会議録署名議員 川 村 浩 昭

会議録署名議員 古 田 陸 夫